

青森県業務継続計画（BCP）

令和3年1月

青森県業務継続（BCP）計画 新旧対照表

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1章 業務継続計画の基本的な考え方..... 1</p> <p> 第1節 業務継続計画とは..... 1</p> <p> 第2節 非常時優先業務..... 3</p> <p> 第3節 災害時応急体制..... 5</p> <p>第2章 前提とする地震と被害想定..... 7</p> <p> 第1節 前提とする地震等..... 7</p> <p> 第2節 被害想定..... 8</p> <p>第3章 被害想定別の非常時優先業務の選定..... 10</p> <p> 第1節 太平洋側海溝型地震における非常時優先業務の選定..... 10</p> <p> 第2節 日本海側海溝型地震における非常時優先業務の選定..... 12</p> <p> 第3節 内陸直下型地震における非常時優先業務の選定..... 14</p> <p>第4章 業務継続に必要な資源の確保..... 17</p> <p> 第1節 人的資源..... 17</p> <p> 第2節 物的資源・情報資源..... 21</p> <p>第5章 今後の取組み..... 33</p> <p> 第1節 計画的な対策の実施..... 33</p> <p> 第2節 業務継続マネジメントの推進..... 35</p> <p>資料編 非常時優先業務一覧表</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1章 業務継続計画の基本的な考え方..... 1</p> <p> 第1節 業務継続計画とは..... 1</p> <p> 第2節 非常時優先業務..... 3</p> <p> 第3節 災害時応急体制等..... 5</p> <p>第2章 前提とする地震と被害想定..... 9</p> <p> 第1節 前提とする地震等..... 9</p> <p> 第2節 被害想定..... 10</p> <p>第3章 被害想定別の非常時優先業務の選定..... 12</p> <p> 第1節 太平洋側海溝型地震における非常時優先業務の選定..... 12</p> <p> 第2節 日本海側海溝型地震における非常時優先業務の選定..... 14</p> <p> 第3節 内陸直下型地震における非常時優先業務の選定..... 16</p> <p>第4章 業務継続に必要な資源の確保..... 18</p> <p> 第1節 人的資源..... 18</p> <p> 第2節 物的資源・情報資源..... 23</p> <p>第5章 今後の取組み..... 34</p> <p> 第1節 計画的な対策の実施..... 34</p> <p> 第2節 業務継続マネジメントの推進..... 36</p> <p>資料編 非常時優先業務一覧表</p>	<p>文言修正</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>第1章 業務継続委計画の基本的な考え方 第1節 業務継続計画とは</p> <p>業務継続計画（Business Continuity Plan：BCP）とは、災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。</p> <p>業務継続計画を策定し必要な措置を講じることにより、図-1に示すように、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベル向上といった効果を得て、図-2に示すような高いレベルでの業務継続を行える状況に改善することが可能となる。なお、図-2の業務レベル100%超過分については、県内外から広域的な人的・物的支援について定めた青森県災害時受援計画・応援計画により実効性を確保する。</p> <p>（以下、略）</p> <p>青森県の防災対策を定めた計画としては、災害対策基本法に基づいて策定される青森県地域防災計画があり、これを補完して具体的な体制や手順等を定めたものとしては、県災害対策本部運営マニュアル（共通編、統括調整部編、各部編）等があるが、業務継続計画は、これらの計画等を補完し、又は相まって、本県が被災し、資源制約が伴う条件下においても非常時優先業務の実施を確保するものである。なお、地域防災計画と業務継続計画の相違点は、表- 1 のとおりである</p>	<p>第1章 業務継続委計画の基本的な考え方 第1節 業務継続計画とは</p> <p>業務継続計画（Business Continuity Plan：BCP）とは、災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。</p> <p>業務継続計画を策定し必要な措置を講じることにより、図-1に示すように、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベル向上といった効果を得て、図-2に示すような高いレベルでの業務継続を行える状況に改善することが可能となる。なお、図-2の業務レベル100%超過分については、県内外から広域的な人的・物的支援について定めたより対応することとなるため、受援体制の充実を図る必要がある（青森県災害時受援計画・応援計画に基づき応援調整を行う（平成30年3月策定））。</p> <p>（以下、略）</p> <p>青森県の防災対策を定めた計画としては、災害対策基本法に基づいて策定される青森県地域防災計画があり、これを補完して具体的な体制や手順等を定めたものとしては、県災害対策本部運営マニュアル（共通編、統括調整部編、各部編、各地方支部編、地方支部リエゾン編）等があるが、業務継続計画は、これらの計画等を補完し、又は相まって、本県が被災し、資源制約が伴う条件下においても非常時優先業務の実施を確保するものである。なお、地域防災計画と業務継続計画の相違点は、表- 1 のとおりである</p>	<p>受援体制に関する項目であるため、県災害時受援計画についての記載を削除。</p> <p>マニュアル追加</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>第2 業務区分 非常時優先業務の体系、業務内容は以下のとおりとする。</p> <p>(以下、略)</p> <p>県は、大規模な地震発災時にあっても、地域社会への重大な影響が発生するまでに非常時優先業務を開始・再開することが求められる。業務開始目標時間とは、非常時優先業務の開始・再開の目標とする時期であるが、ここでの「開始・再開」とは単に一部に着手することを意味するのではなく、一定程度の業務が実施される状態を指す。</p>	<p>第2 業務区分 非常時優先業務の体系、業務内容は以下のとおりとする。</p> <p>(以下、略)</p> <p>県は、大規模な地震発災生時にあっても、地域社会への重大な影響が発生するまでに非常時優先業務を開始・再開することが求められる。業務開始目標時間とは、非常時優先業務の開始・再開の目標とする時期であるが、ここでの「開始・再開」とは単に一部に着手することを意味するのではなく、一定程度の業務が実施される状態を指す。</p>	<p>文言修正</p>

現 行	変 更 案	変更理由																				
<p>第3節 災害時応急体制</p> <p>地震災害時には、「青森県地域防災計画」、「青森県災害対策本部条例」「青森県災害対策本部に関する規則」、及び「青森県災害対策本部の班に関する規程」等で定められた体制により、災害対策に係る業務（災害応急対策、災害復旧対策）の実施を図る。</p> <p>なお、本計画で想定する「太平洋側海溝型地震」「内陸直下型地震」「日本海側海溝型地震」では、県内の想定震度は震度6弱以上が観測されることが想定されており、この場合、県災害対策本部を設置する。</p> <p>第1 災害対策本部の設置（非常態勢3号）</p> <p>表-3の基準に該当する災害が発生した場合、もしくは基準に該当する災害が発生し知事が必要と認める場合に県災害対策本部が設置されるとともに、地域県民局の管轄区域ごとに本部の事務を分掌させるため必要に応じ支部を置き、地域県民局長をその支部長として充てる。また、災害が局地的である場合等には、必要に応じ現地災害対策本部を置き、副本部長または本部員のうちから本部長が指名する者を現地災害対策本部長として充てることことができる。この場合、支部は現地災害対策本部長の指揮下に入る。</p> <table border="1" data-bbox="224 989 918 1364"> <caption>表-3 県災害対策本部の設置基準及び構成員</caption> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○次の基準に該当したときに設置 <ul style="list-style-type: none"> ・県内で震度6弱以上が観測されたとき ・本県沿岸に津波警報又は大津波警報が発表されたとき ・気象の特別警報が発表された場合 ・岩木山又は八甲田山において噴火警報のうち噴火警戒レベル4以上が発表された場合、又は噴火警戒レベルに関わらず被害が発生した場合 ・県内に大規模な被害の発生、又は発生するおそれがある場合で知事が必要と認める場合 </td> </tr> <tr> <td rowspan="3">構成員</td> <td>本部長 知事</td> </tr> <tr> <td>副本部長 副知事</td> </tr> <tr> <td>統括本部員 統括調整部長（危機管理局長）</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>総務部長、企画政策部長、環境生活部長、健康福祉部長、商工労働部長、農林水産部長、県土整備部長、観光国際戦略局長、エネルギー総合対策局長、出納局長、教育長、警察本部長</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：「青森県地域防災計画（地震・津波災害対策編）（平成30年修正）」（青森県防災会議）、一部修正</p>	事項	内容	設置	<ul style="list-style-type: none"> ○次の基準に該当したときに設置 <ul style="list-style-type: none"> ・県内で震度6弱以上が観測されたとき ・本県沿岸に津波警報又は大津波警報が発表されたとき ・気象の特別警報が発表された場合 ・岩木山又は八甲田山において噴火警報のうち噴火警戒レベル4以上が発表された場合、又は噴火警戒レベルに関わらず被害が発生した場合 ・県内に大規模な被害の発生、又は発生するおそれがある場合で知事が必要と認める場合 	構成員	本部長 知事	副本部長 副知事	統括本部員 統括調整部長（危機管理局長）	本部員	総務部長、企画政策部長、環境生活部長、健康福祉部長、商工労働部長、農林水産部長、県土整備部長、観光国際戦略局長、エネルギー総合対策局長、出納局長、教育長、警察本部長	<p>第3節 災害時応急体制態勢</p> <p>地震災害時には、「青森県地域防災計画」、「青森県災害対策本部条例」「青森県災害対策本部に関する規則」、及び「青森県災害対策本部の班に関する規程」等で定められた体制により、災害対策に係る業務（災害応急対策、災害復旧対策）の実施を図る。</p> <p>なお、本計画で想定する「太平洋側海溝型地震」「内陸直下型地震」「日本海側海溝型地震」では、県内の想定震度は震度6弱以上が観測されることが想定されており、この場合、県災害対策本部を設置する。</p> <p>第1 災害対策本部の設置（非常態勢3号）</p> <p>表-3-1の基準に該当する災害が発生した場合、もしくは基準に該当する災害が発生し知事が必要と認める場合に県災害対策本部が設置されるとともに、地域県民局の管轄区域ごとに本部の事務を分掌させるため必要に応じ支部を置き、地域県民局長をその支部長として充てる。また、災害が局地的である場合等には、必要に応じ現地災害対策本部を置き、副本部長または本部員のうちから本部長が指名する者を現地災害対策本部長として充てることことができる。この場合、支部は現地災害対策本部長の指揮下に入る。</p> <table border="1" data-bbox="1030 989 1724 1364"> <caption>表-3-1 県災害対策本部の設置基準及び構成員</caption> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○次の基準に該当したときに設置 <ul style="list-style-type: none"> ・県内で震度6弱以上が観測されたとき ・本県沿岸に津波警報又は大津波警報が発表されたとき ・気象の特別警報が発表された場合 ・岩木山又は八甲田山において噴火警報のうち噴火警戒レベル4以上が発表された場合、又は噴火警戒レベルに関わらず被害が発生した場合 ・県内に大規模な被害の発生、又は発生するおそれがある場合で知事が必要と認める場合 </td> </tr> <tr> <td rowspan="3">構成員</td> <td>本部長 知事</td> </tr> <tr> <td>副本部長 副知事</td> </tr> <tr> <td>統括本部員 統括調整部長（危機管理局長）</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>総務部長、企画政策部長、環境生活部長、健康福祉部長、商工労働部長、農林水産部長、県土整備部長、観光国際戦略局長、エネルギー総合対策局長、出納局長、教育長、警察本部長</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：「青森県地域防災計画（地震・津波災害対策編）（平成30年修正）」（青森県防災会議）、一部修正</p>	事項	内容	設置	<ul style="list-style-type: none"> ○次の基準に該当したときに設置 <ul style="list-style-type: none"> ・県内で震度6弱以上が観測されたとき ・本県沿岸に津波警報又は大津波警報が発表されたとき ・気象の特別警報が発表された場合 ・岩木山又は八甲田山において噴火警報のうち噴火警戒レベル4以上が発表された場合、又は噴火警戒レベルに関わらず被害が発生した場合 ・県内に大規模な被害の発生、又は発生するおそれがある場合で知事が必要と認める場合 	構成員	本部長 知事	副本部長 副知事	統括本部員 統括調整部長（危機管理局長）	本部員	総務部長、企画政策部長、環境生活部長、健康福祉部長、商工労働部長、農林水産部長、県土整備部長、観光国際戦略局長、エネルギー総合対策局長、出納局長、教育長、警察本部長	<p>文言修正</p>
事項	内容																					
設置	<ul style="list-style-type: none"> ○次の基準に該当したときに設置 <ul style="list-style-type: none"> ・県内で震度6弱以上が観測されたとき ・本県沿岸に津波警報又は大津波警報が発表されたとき ・気象の特別警報が発表された場合 ・岩木山又は八甲田山において噴火警報のうち噴火警戒レベル4以上が発表された場合、又は噴火警戒レベルに関わらず被害が発生した場合 ・県内に大規模な被害の発生、又は発生するおそれがある場合で知事が必要と認める場合 																					
構成員	本部長 知事																					
	副本部長 副知事																					
	統括本部員 統括調整部長（危機管理局長）																					
本部員	総務部長、企画政策部長、環境生活部長、健康福祉部長、商工労働部長、農林水産部長、県土整備部長、観光国際戦略局長、エネルギー総合対策局長、出納局長、教育長、警察本部長																					
事項	内容																					
設置	<ul style="list-style-type: none"> ○次の基準に該当したときに設置 <ul style="list-style-type: none"> ・県内で震度6弱以上が観測されたとき ・本県沿岸に津波警報又は大津波警報が発表されたとき ・気象の特別警報が発表された場合 ・岩木山又は八甲田山において噴火警報のうち噴火警戒レベル4以上が発表された場合、又は噴火警戒レベルに関わらず被害が発生した場合 ・県内に大規模な被害の発生、又は発生するおそれがある場合で知事が必要と認める場合 																					
構成員	本部長 知事																					
	副本部長 副知事																					
	統括本部員 統括調整部長（危機管理局長）																					
本部員	総務部長、企画政策部長、環境生活部長、健康福祉部長、商工労働部長、農林水産部長、県土整備部長、観光国際戦略局長、エネルギー総合対策局長、出納局長、教育長、警察本部長																					

現 行	変 更 案	変更理由																	
	<p style="text-align: center;">表-3-2 県災害対策本部等の設置基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%;">設置基準</th> <th style="width: 15%;">基準一-1</th> <th style="width: 15%;">基準一-2</th> <th style="width: 15%;">設置基準</th> <th style="width: 10%;">設置基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">設置</td> <td style="text-align: center;">本部</td> <td> <p>災害対策本部の設置、廃止、改組等を行う場合は、原則として、災害対策本部の設置、廃止、改組等を行うに当たっては、関係機関との協議を行うこととする。</p> <p>〇設置の目的を達成したとき</p> <p>○設置の目的を達成し、関係機関との協議を行ったとき</p> <p>○設置の目的を達成し、関係機関との協議を行ったとき</p> </td> <td> <p>災害対策本部の設置、廃止、改組等を行う場合は、原則として、関係機関との協議を行うこととする。</p> <p>〇設置の目的を達成したとき</p> <p>○設置の目的を達成し、関係機関との協議を行ったとき</p> <p>○設置の目的を達成し、関係機関との協議を行ったとき</p> </td> <td> <p>災害対策本部の設置、廃止、改組等を行う場合は、原則として、関係機関との協議を行うこととする。</p> <p>〇設置の目的を達成したとき</p> <p>○設置の目的を達成し、関係機関との協議を行ったとき</p> <p>○設置の目的を達成し、関係機関との協議を行ったとき</p> </td> <td> <p>災害対策本部の設置、廃止、改組等を行う場合は、原則として、関係機関との協議を行うこととする。</p> <p>〇設置の目的を達成したとき</p> <p>○設置の目的を達成し、関係機関との協議を行ったとき</p> <p>○設置の目的を達成し、関係機関との協議を行ったとき</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">本部</td> <td> <p>災害対策本部の設置、廃止、改組等を行う場合は、原則として、関係機関との協議を行うこととする。</p> <p>〇設置の目的を達成したとき</p> <p>○設置の目的を達成し、関係機関との協議を行ったとき</p> <p>○設置の目的を達成し、関係機関との協議を行ったとき</p> </td> </tr> </tbody> </table>		設置基準	基準一-1	基準一-2	設置基準	設置基準	設置	本部	<p>災害対策本部の設置、廃止、改組等を行う場合は、原則として、災害対策本部の設置、廃止、改組等を行うに当たっては、関係機関との協議を行うこととする。</p> <p>〇設置の目的を達成したとき</p> <p>○設置の目的を達成し、関係機関との協議を行ったとき</p> <p>○設置の目的を達成し、関係機関との協議を行ったとき</p>	<p>災害対策本部の設置、廃止、改組等を行う場合は、原則として、関係機関との協議を行うこととする。</p> <p>〇設置の目的を達成したとき</p> <p>○設置の目的を達成し、関係機関との協議を行ったとき</p> <p>○設置の目的を達成し、関係機関との協議を行ったとき</p>	<p>災害対策本部の設置、廃止、改組等を行う場合は、原則として、関係機関との協議を行うこととする。</p> <p>〇設置の目的を達成したとき</p> <p>○設置の目的を達成し、関係機関との協議を行ったとき</p> <p>○設置の目的を達成し、関係機関との協議を行ったとき</p>	<p>災害対策本部の設置、廃止、改組等を行う場合は、原則として、関係機関との協議を行うこととする。</p> <p>〇設置の目的を達成したとき</p> <p>○設置の目的を達成し、関係機関との協議を行ったとき</p> <p>○設置の目的を達成し、関係機関との協議を行ったとき</p>	本部	<p>災害対策本部の設置、廃止、改組等を行う場合は、原則として、関係機関との協議を行うこととする。</p> <p>〇設置の目的を達成したとき</p> <p>○設置の目的を達成し、関係機関との協議を行ったとき</p> <p>○設置の目的を達成し、関係機関との協議を行ったとき</p>	<p style="text-align: center;">県災害対策本部等の設置基準の図を追加</p>			
	設置基準	基準一-1	基準一-2	設置基準	設置基準														
設置	本部	<p>災害対策本部の設置、廃止、改組等を行う場合は、原則として、災害対策本部の設置、廃止、改組等を行うに当たっては、関係機関との協議を行うこととする。</p> <p>〇設置の目的を達成したとき</p> <p>○設置の目的を達成し、関係機関との協議を行ったとき</p> <p>○設置の目的を達成し、関係機関との協議を行ったとき</p>	<p>災害対策本部の設置、廃止、改組等を行う場合は、原則として、関係機関との協議を行うこととする。</p> <p>〇設置の目的を達成したとき</p> <p>○設置の目的を達成し、関係機関との協議を行ったとき</p> <p>○設置の目的を達成し、関係機関との協議を行ったとき</p>	<p>災害対策本部の設置、廃止、改組等を行う場合は、原則として、関係機関との協議を行うこととする。</p> <p>〇設置の目的を達成したとき</p> <p>○設置の目的を達成し、関係機関との協議を行ったとき</p> <p>○設置の目的を達成し、関係機関との協議を行ったとき</p>	<p>災害対策本部の設置、廃止、改組等を行う場合は、原則として、関係機関との協議を行うこととする。</p> <p>〇設置の目的を達成したとき</p> <p>○設置の目的を達成し、関係機関との協議を行ったとき</p> <p>○設置の目的を達成し、関係機関との協議を行ったとき</p>														
	本部	<p>災害対策本部の設置、廃止、改組等を行う場合は、原則として、関係機関との協議を行うこととする。</p> <p>〇設置の目的を達成したとき</p> <p>○設置の目的を達成し、関係機関との協議を行ったとき</p> <p>○設置の目的を達成し、関係機関との協議を行ったとき</p>	<p>災害対策本部の設置、廃止、改組等を行う場合は、原則として、関係機関との協議を行うこととする。</p> <p>〇設置の目的を達成したとき</p> <p>○設置の目的を達成し、関係機関との協議を行ったとき</p> <p>○設置の目的を達成し、関係機関との協議を行ったとき</p>	<p>災害対策本部の設置、廃止、改組等を行う場合は、原則として、関係機関との協議を行うこととする。</p> <p>〇設置の目的を達成したとき</p> <p>○設置の目的を達成し、関係機関との協議を行ったとき</p> <p>○設置の目的を達成し、関係機関との協議を行ったとき</p>	<p>災害対策本部の設置、廃止、改組等を行う場合は、原則として、関係機関との協議を行うこととする。</p> <p>〇設置の目的を達成したとき</p> <p>○設置の目的を達成し、関係機関との協議を行ったとき</p> <p>○設置の目的を達成し、関係機関との協議を行ったとき</p>														

現 行	変 更 案	変更理由																																				
<p>第3章 被害想定別の非常時優先業務の選定</p> <p>第1節 太平洋側海溝型地震における非常時優先業務の選定</p>	<p>第3章 被害想定別の非常時優先業務の選定</p> <p>第1節 太平洋側海溝型地震における非常時優先業務の選定</p>																																					
<p>太平洋側海溝型地震発災時の被災シナリオを基に、BCPの前提条件を検討し、実施すべき非常時優先業務を選定した。</p> <p>(以下、略)</p> <p>第2 非常時優先業務の選定結果</p> <table border="1" data-bbox="219 582 869 1165"> <thead> <tr> <th colspan="2">表-10 主な非常時優先業務</th> </tr> <tr> <th>業務開始目標時間</th> <th>主な非常時優先業務（応急対応業務等）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発災後 3時間まで</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 初期体制の確立（災害対策本部及び地方支庁、消防応援活動調整本部、保健医療調整本部、SCUの設置等） 被災状況の把握 広域応援要請（警察、消防、DMATその他の災害医療等に係る、国、他の地方公共団体への派遣要請） 自衛隊災害派遣要請 応急活動（救助・救急）に係る市町村への支援 被災市町村への県リエゾン（情報連絡員）派遣 </td> </tr> <tr> <td>発災後 12時間まで</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 所管施設の被害状況の把握、報告、及び二次災害防止対策の実施 緊急輸送道路の通行規制の実施及び道路啓開作業の開始 被災建築物応急及び被災宅地危険度判定支援本部の設置、運営開始 政府プッシュ型支援の受入調整 県民相談窓口の設置 </td> </tr> <tr> <td>発災後 24時間まで</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害救助法の適用 義援物資の受入れ 防災ボランティア情報センターの設置協議に向けた情報収集 </td> </tr> <tr> <td>発災後 72時間まで</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 国への緊急要望に関すること 避難生活の向上等に係る被災市町村支援に関すること 災害関連予算の執行に関すること 義援金の口座開設、受付開始 被災児童・生徒の他府県への受け入れ要請 新工業支援対策 </td> </tr> <tr> <td>発災後 1週間まで</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物処理、し尿処理体制の確保 遗体安置所の設置 自治体からの応急復旧に必要な資機材、要員の調整、あつせん 教育相談 </td> </tr> <tr> <td>発災後 2週間まで</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 被災所管施設の応急復旧開始 県税の軽減措置に関すること 中小企業の災害関連相談の実施 教育活動再開に向けた調整開始 </td> </tr> <tr> <td>発災後</td> <td>被災市町村への財政支援</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下、略)</p>	表-10 主な非常時優先業務		業務開始目標時間	主な非常時優先業務（応急対応業務等）	発災後 3時間まで	<ul style="list-style-type: none"> 初期体制の確立（災害対策本部及び地方支庁、消防応援活動調整本部、保健医療調整本部、SCUの設置等） 被災状況の把握 広域応援要請（警察、消防、DMATその他の災害医療等に係る、国、他の地方公共団体への派遣要請） 自衛隊災害派遣要請 応急活動（救助・救急）に係る市町村への支援 被災市町村への県リエゾン（情報連絡員）派遣 	発災後 12時間まで	<ul style="list-style-type: none"> 所管施設の被害状況の把握、報告、及び二次災害防止対策の実施 緊急輸送道路の通行規制の実施及び道路啓開作業の開始 被災建築物応急及び被災宅地危険度判定支援本部の設置、運営開始 政府プッシュ型支援の受入調整 県民相談窓口の設置 	発災後 24時間まで	<ul style="list-style-type: none"> 災害救助法の適用 義援物資の受入れ 防災ボランティア情報センターの設置協議に向けた情報収集 	発災後 72時間まで	<ul style="list-style-type: none"> 国への緊急要望に関すること 避難生活の向上等に係る被災市町村支援に関すること 災害関連予算の執行に関すること 義援金の口座開設、受付開始 被災児童・生徒の他府県への受け入れ要請 新工業支援対策 	発災後 1週間まで	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物処理、し尿処理体制の確保 遗体安置所の設置 自治体からの応急復旧に必要な資機材、要員の調整、あつせん 教育相談 	発災後 2週間まで	<ul style="list-style-type: none"> 被災所管施設の応急復旧開始 県税の軽減措置に関すること 中小企業の災害関連相談の実施 教育活動再開に向けた調整開始 	発災後	被災市町村への財政支援	<p>太平洋側海溝型地震発災時の被災シナリオを基に、BCPの前提条件を検討し、実施すべき非常時優先業務を選定した。</p> <p>(以下、略)</p> <p>第2 非常時優先業務の選定結果</p> <table border="1" data-bbox="1028 566 1680 1197"> <thead> <tr> <th colspan="2">表-10 主な非常時優先業務</th> </tr> <tr> <th>業務開始目標時間</th> <th>主な非常時優先業務（応急対応業務等）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発災後 3時間まで</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 初期体制の確立（災害対策本部及び地方支庁、消防応援活動調整本部、保健医療調整本部、SCUの設置等） 被災状況の把握 広域応援要請（警察、消防、DMATその他の災害医療等に係る、団体、国、他の地方公共団体への派遣要請） 自衛隊災害派遣要請 応急活動（救助・救急）に係る市町村への支援 被災市町村への県リエゾン（情報連絡員）派遣 </td> </tr> <tr> <td>発災後 12時間まで</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 所管施設の被害状況の把握、報告、及び二次災害防止対策の実施 緊急輸送道路の通行規制の実施及び道路啓開作業の開始 被災建築物応急及び被災宅地危険度判定支援本部の設置、運営開始 政府プッシュ型支援の受入調整 県民相談窓口の設置 遗体安置所の設置 </td> </tr> <tr> <td>発災後 24時間まで</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害救助法の適用 義援物資の受入れ 防災ボランティア情報センターの設置協議に向けた情報収集 災害廃棄物処理、し尿処理体制の確保 </td> </tr> <tr> <td>発災後 72時間まで</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 国への緊急要望に関すること 避難生活の向上等に係る被災市町村支援に関すること 災害関連予算の執行に関すること 義援金の口座開設、受付開始 被災児童・生徒の他府県への受け入れ要請 新工業支援対策 災害廃棄物処理、し尿処理体制の確保 </td> </tr> <tr> <td>発災後 1週間まで</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 遗体安置所の設置 自治体からの応急復旧に必要な資機材、要員の調整、あつせん 教育相談 </td> </tr> <tr> <td>発災後 2週間まで</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 被災所管施設の応急復旧開始 県税の軽減措置に関すること 中小企業の災害関連相談の実施 教育活動再開に向けた調整開始 </td> </tr> <tr> <td>発災後 1ヶ月まで</td> <td>被災市町村への財政支援 応急仮設住宅の建設開始</td> </tr> </tbody> </table> <p>(経路別の主な非常時優先業務は資料編のとおり。)</p> <p>(以下、略)</p>	表-10 主な非常時優先業務		業務開始目標時間	主な非常時優先業務（応急対応業務等）	発災後 3時間まで	<ul style="list-style-type: none"> 初期体制の確立（災害対策本部及び地方支庁、消防応援活動調整本部、保健医療調整本部、SCUの設置等） 被災状況の把握 広域応援要請（警察、消防、DMATその他の災害医療等に係る、団体、国、他の地方公共団体への派遣要請） 自衛隊災害派遣要請 応急活動（救助・救急）に係る市町村への支援 被災市町村への県リエゾン（情報連絡員）派遣 	発災後 12時間まで	<ul style="list-style-type: none"> 所管施設の被害状況の把握、報告、及び二次災害防止対策の実施 緊急輸送道路の通行規制の実施及び道路啓開作業の開始 被災建築物応急及び被災宅地危険度判定支援本部の設置、運営開始 政府プッシュ型支援の受入調整 県民相談窓口の設置 遗体安置所の設置 	発災後 24時間まで	<ul style="list-style-type: none"> 災害救助法の適用 義援物資の受入れ 防災ボランティア情報センターの設置協議に向けた情報収集 災害廃棄物処理、し尿処理体制の確保 	発災後 72時間まで	<ul style="list-style-type: none"> 国への緊急要望に関すること 避難生活の向上等に係る被災市町村支援に関すること 災害関連予算の執行に関すること 義援金の口座開設、受付開始 被災児童・生徒の他府県への受け入れ要請 新工業支援対策 災害廃棄物処理、し尿処理体制の確保 	発災後 1週間まで	<ul style="list-style-type: none"> 遗体安置所の設置 自治体からの応急復旧に必要な資機材、要員の調整、あつせん 教育相談 	発災後 2週間まで	<ul style="list-style-type: none"> 被災所管施設の応急復旧開始 県税の軽減措置に関すること 中小企業の災害関連相談の実施 教育活動再開に向けた調整開始 	発災後 1ヶ月まで	被災市町村への財政支援 応急仮設住宅の建設開始	<p>文言修正</p> <p>過去の災害対応等の経験を踏まえ、非常時優先業務の開始目標時間を変更</p>
表-10 主な非常時優先業務																																						
業務開始目標時間	主な非常時優先業務（応急対応業務等）																																					
発災後 3時間まで	<ul style="list-style-type: none"> 初期体制の確立（災害対策本部及び地方支庁、消防応援活動調整本部、保健医療調整本部、SCUの設置等） 被災状況の把握 広域応援要請（警察、消防、DMATその他の災害医療等に係る、国、他の地方公共団体への派遣要請） 自衛隊災害派遣要請 応急活動（救助・救急）に係る市町村への支援 被災市町村への県リエゾン（情報連絡員）派遣 																																					
発災後 12時間まで	<ul style="list-style-type: none"> 所管施設の被害状況の把握、報告、及び二次災害防止対策の実施 緊急輸送道路の通行規制の実施及び道路啓開作業の開始 被災建築物応急及び被災宅地危険度判定支援本部の設置、運営開始 政府プッシュ型支援の受入調整 県民相談窓口の設置 																																					
発災後 24時間まで	<ul style="list-style-type: none"> 災害救助法の適用 義援物資の受入れ 防災ボランティア情報センターの設置協議に向けた情報収集 																																					
発災後 72時間まで	<ul style="list-style-type: none"> 国への緊急要望に関すること 避難生活の向上等に係る被災市町村支援に関すること 災害関連予算の執行に関すること 義援金の口座開設、受付開始 被災児童・生徒の他府県への受け入れ要請 新工業支援対策 																																					
発災後 1週間まで	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物処理、し尿処理体制の確保 遗体安置所の設置 自治体からの応急復旧に必要な資機材、要員の調整、あつせん 教育相談 																																					
発災後 2週間まで	<ul style="list-style-type: none"> 被災所管施設の応急復旧開始 県税の軽減措置に関すること 中小企業の災害関連相談の実施 教育活動再開に向けた調整開始 																																					
発災後	被災市町村への財政支援																																					
表-10 主な非常時優先業務																																						
業務開始目標時間	主な非常時優先業務（応急対応業務等）																																					
発災後 3時間まで	<ul style="list-style-type: none"> 初期体制の確立（災害対策本部及び地方支庁、消防応援活動調整本部、保健医療調整本部、SCUの設置等） 被災状況の把握 広域応援要請（警察、消防、DMATその他の災害医療等に係る、団体、国、他の地方公共団体への派遣要請） 自衛隊災害派遣要請 応急活動（救助・救急）に係る市町村への支援 被災市町村への県リエゾン（情報連絡員）派遣 																																					
発災後 12時間まで	<ul style="list-style-type: none"> 所管施設の被害状況の把握、報告、及び二次災害防止対策の実施 緊急輸送道路の通行規制の実施及び道路啓開作業の開始 被災建築物応急及び被災宅地危険度判定支援本部の設置、運営開始 政府プッシュ型支援の受入調整 県民相談窓口の設置 遗体安置所の設置 																																					
発災後 24時間まで	<ul style="list-style-type: none"> 災害救助法の適用 義援物資の受入れ 防災ボランティア情報センターの設置協議に向けた情報収集 災害廃棄物処理、し尿処理体制の確保 																																					
発災後 72時間まで	<ul style="list-style-type: none"> 国への緊急要望に関すること 避難生活の向上等に係る被災市町村支援に関すること 災害関連予算の執行に関すること 義援金の口座開設、受付開始 被災児童・生徒の他府県への受け入れ要請 新工業支援対策 災害廃棄物処理、し尿処理体制の確保 																																					
発災後 1週間まで	<ul style="list-style-type: none"> 遗体安置所の設置 自治体からの応急復旧に必要な資機材、要員の調整、あつせん 教育相談 																																					
発災後 2週間まで	<ul style="list-style-type: none"> 被災所管施設の応急復旧開始 県税の軽減措置に関すること 中小企業の災害関連相談の実施 教育活動再開に向けた調整開始 																																					
発災後 1ヶ月まで	被災市町村への財政支援 応急仮設住宅の建設開始																																					

現 行	変 更 案	変更理由																																				
<p>第2節 日本海側海溝型地震における非常時優先業務の選定</p>	<p>第2節 日本海側海溝型地震における非常時優先業務の選定</p>																																					
<p>日本海側海溝型地震発災時の被災シナリオを基に、BCPの前提条件を検討し、実施すべき非常時優先業務を選定した。</p>	<p>日本海側海溝型地震発災時の被災シナリオを基に、BCPの前提条件を検討し、実施すべき非常時優先業務を選定した。</p>																																					
<p>(以下、略)</p>	<p>(以下、略)</p>																																					
<p>第2 非常時優先業務の選定結果</p> <table border="1" data-bbox="212 502 862 1117"> <thead> <tr> <th colspan="2">表-13 主な非常時優先業務 (応急対応業務等)</th> </tr> <tr> <th>業務開始目標時間</th> <th>主な非常時優先業務 (応急対応業務等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発災後 3時間まで</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 初期体制の確立(災害対策本部及び地方支部、消防応援活動調整本部、保健医療調整本部、SCUの設置等) 被災状況の把握 広域応援要請(警察、消防、DMATその他の災害医療等に係る、国、他の地方公共団体への派遣要請) 自衛隊災害派遣要請 応急活動(救助・救急)に係る市町村への支援 被災市町村への風リエゾン(情報連絡員)派遣 </td> </tr> <tr> <td>発災後 12時間まで</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 所管施設の被害状況の把握、報告、及び二次災害防止対策の実施 緊急輸送道路の通行規制の実施及び道路閉鎖作業の開始 被災建築物応急及び被災宅地危険度判定支援本部の設置、運営開始 政府プッシュ型支援の受入調整 風民相談窓口の設置 </td> </tr> <tr> <td>発災後 24時間まで</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害救助法の適用 義援物資の受入れ 防災ボランティア情報センターの設置協議に向けた情報収集 </td> </tr> <tr> <td>発災後 72時間まで</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 国への緊急要望に関すること 避難生活の向上等に係る被災市町村支援に関すること 災害関連予算の執行に関すること 義援金の口座開設、受付開始 被災児童・生徒の他府県への受け入れ要請 療工業支援対策 </td> </tr> <tr> <td>発災後 1週間まで</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物処理、し尿処理体制の確保 遗体安置所の設置 自治体からの応急復旧に必要な資機材、要員の調整、あつせん 教育相談 </td> </tr> <tr> <td>発災後 2週間まで</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 被災所管施設の応急復旧開始 風税の軽減措置に関すること 中小企業の災害関連相談の実施 教育活動再開に向けた調整開始 </td> </tr> <tr> <td>発災後 1ヶ月まで</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 被災市町村への財政支援 応急仮設住宅の建設開始 </td> </tr> </tbody> </table>	表-13 主な非常時優先業務 (応急対応業務等)		業務開始目標時間	主な非常時優先業務 (応急対応業務等)	発災後 3時間まで	<ul style="list-style-type: none"> 初期体制の確立(災害対策本部及び地方支部、消防応援活動調整本部、保健医療調整本部、SCUの設置等) 被災状況の把握 広域応援要請(警察、消防、DMATその他の災害医療等に係る、国、他の地方公共団体への派遣要請) 自衛隊災害派遣要請 応急活動(救助・救急)に係る市町村への支援 被災市町村への風リエゾン(情報連絡員)派遣 	発災後 12時間まで	<ul style="list-style-type: none"> 所管施設の被害状況の把握、報告、及び二次災害防止対策の実施 緊急輸送道路の通行規制の実施及び道路閉鎖作業の開始 被災建築物応急及び被災宅地危険度判定支援本部の設置、運営開始 政府プッシュ型支援の受入調整 風民相談窓口の設置 	発災後 24時間まで	<ul style="list-style-type: none"> 災害救助法の適用 義援物資の受入れ 防災ボランティア情報センターの設置協議に向けた情報収集 	発災後 72時間まで	<ul style="list-style-type: none"> 国への緊急要望に関すること 避難生活の向上等に係る被災市町村支援に関すること 災害関連予算の執行に関すること 義援金の口座開設、受付開始 被災児童・生徒の他府県への受け入れ要請 療工業支援対策 	発災後 1週間まで	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物処理、し尿処理体制の確保 遗体安置所の設置 自治体からの応急復旧に必要な資機材、要員の調整、あつせん 教育相談 	発災後 2週間まで	<ul style="list-style-type: none"> 被災所管施設の応急復旧開始 風税の軽減措置に関すること 中小企業の災害関連相談の実施 教育活動再開に向けた調整開始 	発災後 1ヶ月まで	<ul style="list-style-type: none"> 被災市町村への財政支援 応急仮設住宅の建設開始 	<p>第2 非常時優先業務の選定結果</p> <table border="1" data-bbox="1019 502 1668 1141"> <thead> <tr> <th colspan="2">表-13 主な非常時優先業務 (応急対応業務等)</th> </tr> <tr> <th>業務開始目標時間</th> <th>主な非常時優先業務 (応急対応業務等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発災後 3時間まで</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 初期体制の確立(災害対策本部及び地方支部、消防応援活動調整本部、保健医療調整本部、SCUの設置等) 被災状況の把握 広域応援要請(警察、消防、DMATその他の災害医療等に係る団体、国、他の地方公共団体への派遣要請) 自衛隊災害派遣要請 応急活動(救助・救急)に係る市町村への支援 被災市町村への風リエゾン(情報連絡員)派遣 </td> </tr> <tr> <td>発災後 12時間まで</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 所管施設の被害状況の把握、報告、及び二次災害防止対策の実施 緊急輸送道路の通行規制の実施及び道路閉鎖作業の開始 被災建築物応急及び被災宅地危険度判定支援本部の設置、運営開始 政府プッシュ型支援の受入調整 風民相談窓口の設置 遗体安置所の設置 </td> </tr> <tr> <td>発災後 24時間まで</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害救助法の適用 義援物資の受入れ 防災ボランティア情報センターの設置協議に向けた情報収集 災害廃棄物処理、し尿処理体制の確保 </td> </tr> <tr> <td>発災後 72時間まで</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 国への緊急要望に関すること 避難生活の向上等に係る被災市町村支援に関すること 災害関連予算の執行に関すること 義援金の口座開設、受付開始 被災児童・生徒の他府県への受け入れ要請 療工業支援対策 災害廃棄物処理、し尿処理体制の確保 </td> </tr> <tr> <td>発災後 1週間まで</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 遗体安置所の設置 自治体からの応急復旧に必要な資機材、要員の調整、あつせん 教育相談 </td> </tr> <tr> <td>発災後 2週間まで</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 被災所管施設の応急復旧開始 風税の軽減措置に関すること 中小企業の災害関連相談の実施 教育活動再開に向けた調整開始 </td> </tr> <tr> <td>発災後 1ヶ月まで</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 被災市町村への財政支援 応急仮設住宅の建設開始 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(部別別の主な非常時優先業務は資料編のとおり。)</p>	表-13 主な非常時優先業務 (応急対応業務等)		業務開始目標時間	主な非常時優先業務 (応急対応業務等)	発災後 3時間まで	<ul style="list-style-type: none"> 初期体制の確立(災害対策本部及び地方支部、消防応援活動調整本部、保健医療調整本部、SCUの設置等) 被災状況の把握 広域応援要請(警察、消防、DMATその他の災害医療等に係る団体、国、他の地方公共団体への派遣要請) 自衛隊災害派遣要請 応急活動(救助・救急)に係る市町村への支援 被災市町村への風リエゾン(情報連絡員)派遣 	発災後 12時間まで	<ul style="list-style-type: none"> 所管施設の被害状況の把握、報告、及び二次災害防止対策の実施 緊急輸送道路の通行規制の実施及び道路閉鎖作業の開始 被災建築物応急及び被災宅地危険度判定支援本部の設置、運営開始 政府プッシュ型支援の受入調整 風民相談窓口の設置 遗体安置所の設置 	発災後 24時間まで	<ul style="list-style-type: none"> 災害救助法の適用 義援物資の受入れ 防災ボランティア情報センターの設置協議に向けた情報収集 災害廃棄物処理、し尿処理体制の確保 	発災後 72時間まで	<ul style="list-style-type: none"> 国への緊急要望に関すること 避難生活の向上等に係る被災市町村支援に関すること 災害関連予算の執行に関すること 義援金の口座開設、受付開始 被災児童・生徒の他府県への受け入れ要請 療工業支援対策 災害廃棄物処理、し尿処理体制の確保 	発災後 1週間まで	<ul style="list-style-type: none"> 遗体安置所の設置 自治体からの応急復旧に必要な資機材、要員の調整、あつせん 教育相談 	発災後 2週間まで	<ul style="list-style-type: none"> 被災所管施設の応急復旧開始 風税の軽減措置に関すること 中小企業の災害関連相談の実施 教育活動再開に向けた調整開始 	発災後 1ヶ月まで	<ul style="list-style-type: none"> 被災市町村への財政支援 応急仮設住宅の建設開始 	<p>文言修正</p> <p>過去の災害対応等の経験を踏まえ、非常時優先業務の開始目標時間を変更</p>
表-13 主な非常時優先業務 (応急対応業務等)																																						
業務開始目標時間	主な非常時優先業務 (応急対応業務等)																																					
発災後 3時間まで	<ul style="list-style-type: none"> 初期体制の確立(災害対策本部及び地方支部、消防応援活動調整本部、保健医療調整本部、SCUの設置等) 被災状況の把握 広域応援要請(警察、消防、DMATその他の災害医療等に係る、国、他の地方公共団体への派遣要請) 自衛隊災害派遣要請 応急活動(救助・救急)に係る市町村への支援 被災市町村への風リエゾン(情報連絡員)派遣 																																					
発災後 12時間まで	<ul style="list-style-type: none"> 所管施設の被害状況の把握、報告、及び二次災害防止対策の実施 緊急輸送道路の通行規制の実施及び道路閉鎖作業の開始 被災建築物応急及び被災宅地危険度判定支援本部の設置、運営開始 政府プッシュ型支援の受入調整 風民相談窓口の設置 																																					
発災後 24時間まで	<ul style="list-style-type: none"> 災害救助法の適用 義援物資の受入れ 防災ボランティア情報センターの設置協議に向けた情報収集 																																					
発災後 72時間まで	<ul style="list-style-type: none"> 国への緊急要望に関すること 避難生活の向上等に係る被災市町村支援に関すること 災害関連予算の執行に関すること 義援金の口座開設、受付開始 被災児童・生徒の他府県への受け入れ要請 療工業支援対策 																																					
発災後 1週間まで	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物処理、し尿処理体制の確保 遗体安置所の設置 自治体からの応急復旧に必要な資機材、要員の調整、あつせん 教育相談 																																					
発災後 2週間まで	<ul style="list-style-type: none"> 被災所管施設の応急復旧開始 風税の軽減措置に関すること 中小企業の災害関連相談の実施 教育活動再開に向けた調整開始 																																					
発災後 1ヶ月まで	<ul style="list-style-type: none"> 被災市町村への財政支援 応急仮設住宅の建設開始 																																					
表-13 主な非常時優先業務 (応急対応業務等)																																						
業務開始目標時間	主な非常時優先業務 (応急対応業務等)																																					
発災後 3時間まで	<ul style="list-style-type: none"> 初期体制の確立(災害対策本部及び地方支部、消防応援活動調整本部、保健医療調整本部、SCUの設置等) 被災状況の把握 広域応援要請(警察、消防、DMATその他の災害医療等に係る団体、国、他の地方公共団体への派遣要請) 自衛隊災害派遣要請 応急活動(救助・救急)に係る市町村への支援 被災市町村への風リエゾン(情報連絡員)派遣 																																					
発災後 12時間まで	<ul style="list-style-type: none"> 所管施設の被害状況の把握、報告、及び二次災害防止対策の実施 緊急輸送道路の通行規制の実施及び道路閉鎖作業の開始 被災建築物応急及び被災宅地危険度判定支援本部の設置、運営開始 政府プッシュ型支援の受入調整 風民相談窓口の設置 遗体安置所の設置 																																					
発災後 24時間まで	<ul style="list-style-type: none"> 災害救助法の適用 義援物資の受入れ 防災ボランティア情報センターの設置協議に向けた情報収集 災害廃棄物処理、し尿処理体制の確保 																																					
発災後 72時間まで	<ul style="list-style-type: none"> 国への緊急要望に関すること 避難生活の向上等に係る被災市町村支援に関すること 災害関連予算の執行に関すること 義援金の口座開設、受付開始 被災児童・生徒の他府県への受け入れ要請 療工業支援対策 災害廃棄物処理、し尿処理体制の確保 																																					
発災後 1週間まで	<ul style="list-style-type: none"> 遗体安置所の設置 自治体からの応急復旧に必要な資機材、要員の調整、あつせん 教育相談 																																					
発災後 2週間まで	<ul style="list-style-type: none"> 被災所管施設の応急復旧開始 風税の軽減措置に関すること 中小企業の災害関連相談の実施 教育活動再開に向けた調整開始 																																					
発災後 1ヶ月まで	<ul style="list-style-type: none"> 被災市町村への財政支援 応急仮設住宅の建設開始 																																					

現 行	変 更 案	変更理由																																				
<p>第3節 内陸直下型地震における非常時優先業務の選定</p>	<p>第3節 内陸直下型地震における非常時優先業務の選定</p>																																					
<p>内陸直下型地震発災時の被災シナリオを基に、BCPの前提条件を検討し、実施すべき非常時優先業務を選定した。</p>	<p>内陸直下型地震発災時の被災シナリオを基に、BCPの前提条件を検討し、実施すべき非常時優先業務を選定した。</p>																																					
<p>(以下、略)</p>	<p>(以下、略)</p>																																					
<p>第2 非常時優先業務の選定結果</p> <table border="1" data-bbox="219 507 869 1118"> <thead> <tr> <th colspan="2">表-16 主な非常時優先業務</th> </tr> <tr> <th>業務開始目標時間</th> <th>主な非常時優先業務（応急対策業務等）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発災後 3時間まで</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・初動体制の確立（災害対策本部及び地方支部、消防応援活動調整本部、保健医療調整本部、SCUの設置等） ・被災状況の把握 ・広域応援要請（警察、消防、DMATその他の災害医療等に係る、国、他の地方公共団体への派遣要請） ・自衛隊災害派遣要請 ・応急活動（救助・救急）に係る市町村への支援 ・被災市町村への黒リエンゾン（情報連絡員）派遣 </td> </tr> <tr> <td>発災後 12時間まで</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害状況の把握、報告、及び二次災害防止対策の実施 ・緊急輸送道路の通行規制の実施及び道路啓開作業の開始 ・被災建築物応急及び被災宅地危険度判定支援本部の設置、運営開始 ・政府プッシュ型支援の受入調整 ・風圧指数窓口の設置 </td> </tr> <tr> <td>発災後 24時間まで</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法の適用 ・義援物資の受入れ ・防災ボランティア情報センターの設置協議に向けた情報収集 </td> </tr> <tr> <td>発災後 72時間まで</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・国への緊急要望に関すること ・避難生活の向上等に係る被災市町村支援に関すること ・災害関連予算の執行に関すること ・義援金の口座開設、受付開始 ・被災児童・生徒の他府県への受け入れ要請 ・創工業支援対策 </td> </tr> <tr> <td>発災後 1週間まで</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・災害商業施設—し原処理体制の確保 ・遗体安置所の設置 ・自治体からの応急復旧に必要な資機材、要員の調整、あつせん ・教育相談 </td> </tr> <tr> <td>発災後 2週間まで</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・被災所管施設の応急復旧開始 ・風格の軽減措置に関すること ・中小企業の災害関連相談の実施 ・教育活動再開に向けた調整開始 </td> </tr> <tr> <td>発災後 1ヶ月まで</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・被災市町村への財政支援 ・応急仮設住宅の建設開始 </td> </tr> </tbody> </table>	表-16 主な非常時優先業務		業務開始目標時間	主な非常時優先業務（応急対策業務等）	発災後 3時間まで	<ul style="list-style-type: none"> ・初動体制の確立（災害対策本部及び地方支部、消防応援活動調整本部、保健医療調整本部、SCUの設置等） ・被災状況の把握 ・広域応援要請（警察、消防、DMATその他の災害医療等に係る、国、他の地方公共団体への派遣要請） ・自衛隊災害派遣要請 ・応急活動（救助・救急）に係る市町村への支援 ・被災市町村への黒リエンゾン（情報連絡員）派遣 	発災後 12時間まで	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害状況の把握、報告、及び二次災害防止対策の実施 ・緊急輸送道路の通行規制の実施及び道路啓開作業の開始 ・被災建築物応急及び被災宅地危険度判定支援本部の設置、運営開始 ・政府プッシュ型支援の受入調整 ・風圧指数窓口の設置 	発災後 24時間まで	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法の適用 ・義援物資の受入れ ・防災ボランティア情報センターの設置協議に向けた情報収集 	発災後 72時間まで	<ul style="list-style-type: none"> ・国への緊急要望に関すること ・避難生活の向上等に係る被災市町村支援に関すること ・災害関連予算の執行に関すること ・義援金の口座開設、受付開始 ・被災児童・生徒の他府県への受け入れ要請 ・創工業支援対策 	発災後 1週間まで	<ul style="list-style-type: none"> ・災害商業施設—し原処理体制の確保 ・遗体安置所の設置 ・自治体からの応急復旧に必要な資機材、要員の調整、あつせん ・教育相談 	発災後 2週間まで	<ul style="list-style-type: none"> ・被災所管施設の応急復旧開始 ・風格の軽減措置に関すること ・中小企業の災害関連相談の実施 ・教育活動再開に向けた調整開始 	発災後 1ヶ月まで	<ul style="list-style-type: none"> ・被災市町村への財政支援 ・応急仮設住宅の建設開始 	<p>第2 非常時優先業務の選定結果</p> <table border="1" data-bbox="1025 507 1675 1166"> <thead> <tr> <th colspan="2">表-16 主な非常時優先業務</th> </tr> <tr> <th>業務開始目標時間</th> <th>主な非常時優先業務（応急対策業務等）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発災後 3時間まで</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・初動体制の確立（災害対策本部及び地方支部、消防応援活動調整本部、保健医療調整本部、SCUの設置等） ・被災状況の把握 ・広域応援要請（警察、消防、DMATその他の災害医療等に係る団体、国、他の地方公共団体への派遣要請） ・自衛隊災害派遣要請 ・応急活動（救助・救急）に係る市町村への支援 ・被災市町村への黒リエンゾン（情報連絡員）派遣 </td> </tr> <tr> <td>発災後 12時間まで</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害状況の把握、報告、及び二次災害防止対策の実施 ・緊急輸送道路の通行規制の実施及び道路啓開作業の開始 ・被災建築物応急及び被災宅地危険度判定支援本部の設置、運営開始 ・政府プッシュ型支援の受入調整 ・風圧指数窓口の設置 ・遗体安置所の設置 </td> </tr> <tr> <td>発災後 24時間まで</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法の適用 ・義援物資の受入れ ・防災ボランティア情報センターの設置協議に向けた情報収集 ・災害商業施設—し原処理体制の確保 </td> </tr> <tr> <td>発災後 72時間まで</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・国への緊急要望に関すること ・避難生活の向上等に係る被災市町村支援に関すること ・災害関連予算の執行に関すること ・義援金の口座開設、受付開始 ・被災児童・生徒の他府県への受け入れ要請 ・創工業支援対策 </td> </tr> <tr> <td>発災後 1週間まで</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・災害商業施設—し原処理体制の確保 ・遗体安置所の設置 ・自治体からの応急復旧に必要な資機材、要員の調整、あつせん ・教育相談 </td> </tr> <tr> <td>発災後 2週間まで</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・被災所管施設の応急復旧開始 ・風格の軽減措置に関すること ・中小企業の災害関連相談の実施 ・教育活動再開に向けた調整開始 </td> </tr> <tr> <td>発災後 1ヶ月まで</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・被災市町村への財政支援 ・応急仮設住宅の建設開始 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(前掲の主な非常時優先業務は資料編のとおり。)</p>	表-16 主な非常時優先業務		業務開始目標時間	主な非常時優先業務（応急対策業務等）	発災後 3時間まで	<ul style="list-style-type: none"> ・初動体制の確立（災害対策本部及び地方支部、消防応援活動調整本部、保健医療調整本部、SCUの設置等） ・被災状況の把握 ・広域応援要請（警察、消防、DMATその他の災害医療等に係る団体、国、他の地方公共団体への派遣要請） ・自衛隊災害派遣要請 ・応急活動（救助・救急）に係る市町村への支援 ・被災市町村への黒リエンゾン（情報連絡員）派遣 	発災後 12時間まで	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害状況の把握、報告、及び二次災害防止対策の実施 ・緊急輸送道路の通行規制の実施及び道路啓開作業の開始 ・被災建築物応急及び被災宅地危険度判定支援本部の設置、運営開始 ・政府プッシュ型支援の受入調整 ・風圧指数窓口の設置 ・遗体安置所の設置 	発災後 24時間まで	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法の適用 ・義援物資の受入れ ・防災ボランティア情報センターの設置協議に向けた情報収集 ・災害商業施設—し原処理体制の確保 	発災後 72時間まで	<ul style="list-style-type: none"> ・国への緊急要望に関すること ・避難生活の向上等に係る被災市町村支援に関すること ・災害関連予算の執行に関すること ・義援金の口座開設、受付開始 ・被災児童・生徒の他府県への受け入れ要請 ・創工業支援対策 	発災後 1週間まで	<ul style="list-style-type: none"> ・災害商業施設—し原処理体制の確保 ・遗体安置所の設置 ・自治体からの応急復旧に必要な資機材、要員の調整、あつせん ・教育相談 	発災後 2週間まで	<ul style="list-style-type: none"> ・被災所管施設の応急復旧開始 ・風格の軽減措置に関すること ・中小企業の災害関連相談の実施 ・教育活動再開に向けた調整開始 	発災後 1ヶ月まで	<ul style="list-style-type: none"> ・被災市町村への財政支援 ・応急仮設住宅の建設開始 	<p>文言修正</p> <p>過去の災害対応等の経験を踏まえ、非常時優先業務の開始目標時間を変更</p>
表-16 主な非常時優先業務																																						
業務開始目標時間	主な非常時優先業務（応急対策業務等）																																					
発災後 3時間まで	<ul style="list-style-type: none"> ・初動体制の確立（災害対策本部及び地方支部、消防応援活動調整本部、保健医療調整本部、SCUの設置等） ・被災状況の把握 ・広域応援要請（警察、消防、DMATその他の災害医療等に係る、国、他の地方公共団体への派遣要請） ・自衛隊災害派遣要請 ・応急活動（救助・救急）に係る市町村への支援 ・被災市町村への黒リエンゾン（情報連絡員）派遣 																																					
発災後 12時間まで	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害状況の把握、報告、及び二次災害防止対策の実施 ・緊急輸送道路の通行規制の実施及び道路啓開作業の開始 ・被災建築物応急及び被災宅地危険度判定支援本部の設置、運営開始 ・政府プッシュ型支援の受入調整 ・風圧指数窓口の設置 																																					
発災後 24時間まで	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法の適用 ・義援物資の受入れ ・防災ボランティア情報センターの設置協議に向けた情報収集 																																					
発災後 72時間まで	<ul style="list-style-type: none"> ・国への緊急要望に関すること ・避難生活の向上等に係る被災市町村支援に関すること ・災害関連予算の執行に関すること ・義援金の口座開設、受付開始 ・被災児童・生徒の他府県への受け入れ要請 ・創工業支援対策 																																					
発災後 1週間まで	<ul style="list-style-type: none"> ・災害商業施設—し原処理体制の確保 ・遗体安置所の設置 ・自治体からの応急復旧に必要な資機材、要員の調整、あつせん ・教育相談 																																					
発災後 2週間まで	<ul style="list-style-type: none"> ・被災所管施設の応急復旧開始 ・風格の軽減措置に関すること ・中小企業の災害関連相談の実施 ・教育活動再開に向けた調整開始 																																					
発災後 1ヶ月まで	<ul style="list-style-type: none"> ・被災市町村への財政支援 ・応急仮設住宅の建設開始 																																					
表-16 主な非常時優先業務																																						
業務開始目標時間	主な非常時優先業務（応急対策業務等）																																					
発災後 3時間まで	<ul style="list-style-type: none"> ・初動体制の確立（災害対策本部及び地方支部、消防応援活動調整本部、保健医療調整本部、SCUの設置等） ・被災状況の把握 ・広域応援要請（警察、消防、DMATその他の災害医療等に係る団体、国、他の地方公共団体への派遣要請） ・自衛隊災害派遣要請 ・応急活動（救助・救急）に係る市町村への支援 ・被災市町村への黒リエンゾン（情報連絡員）派遣 																																					
発災後 12時間まで	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害状況の把握、報告、及び二次災害防止対策の実施 ・緊急輸送道路の通行規制の実施及び道路啓開作業の開始 ・被災建築物応急及び被災宅地危険度判定支援本部の設置、運営開始 ・政府プッシュ型支援の受入調整 ・風圧指数窓口の設置 ・遗体安置所の設置 																																					
発災後 24時間まで	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法の適用 ・義援物資の受入れ ・防災ボランティア情報センターの設置協議に向けた情報収集 ・災害商業施設—し原処理体制の確保 																																					
発災後 72時間まで	<ul style="list-style-type: none"> ・国への緊急要望に関すること ・避難生活の向上等に係る被災市町村支援に関すること ・災害関連予算の執行に関すること ・義援金の口座開設、受付開始 ・被災児童・生徒の他府県への受け入れ要請 ・創工業支援対策 																																					
発災後 1週間まで	<ul style="list-style-type: none"> ・災害商業施設—し原処理体制の確保 ・遗体安置所の設置 ・自治体からの応急復旧に必要な資機材、要員の調整、あつせん ・教育相談 																																					
発災後 2週間まで	<ul style="list-style-type: none"> ・被災所管施設の応急復旧開始 ・風格の軽減措置に関すること ・中小企業の災害関連相談の実施 ・教育活動再開に向けた調整開始 																																					
発災後 1ヶ月まで	<ul style="list-style-type: none"> ・被災市町村への財政支援 ・応急仮設住宅の建設開始 																																					

現 行	変 更 案	変更理由
<p>第4章 業務継続に必要な資源の確保</p> <p>本章では、地震災害時に非常時優先業務の継続あるいは早期再開を実現するため、業務継続に必要な業務資源・環境（人的資源、物的資源・情報資源）について整理する。</p> <p>第1節 人的資源</p>	<p>第4章 業務継続に必要な資源の確保</p> <p>本章では、地震災害時に非常時優先業務の継続あるいは早期再開を実現するため、業務継続に必要な業務資源・環境（人的資源、物的資源・情報資源）について整理する。</p> <p>第1節 人的資源</p>	
<p>業務継続に必要な人的資源について、①職員の確保状況（現状）及び②災害時の需要を分析することで、災害時における業務継続可能性を検証し、③職員の確保を図る。なお、指揮命令系統、安否確認及び参集方法については県災害対策本部運営マニュアルに定める。また、不足する職員の確保については、青森県災害時受援計画・応援計画に定める。</p> <p>第1 参集職員の推計の考え方</p> <p>前提とする地震において、強い揺れによる街区の被害や津波による広域被害が予想される地域では、職員本人及びその家族の被災、救出・救助への従事、交通手段の途絶等の理由から、登庁の遅れ、あるいは登庁できない職員など、「参集職員は限定される」地域では、次の参集条件により参集可能職員数を算出した。</p> <p><参集条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・発災から3日間は、交通手段の途絶により、登庁可能な職員は20km圏内の居住者のみとし、交通手段の復旧は4日目以降とする。 ・発災直後は被災や救出・救助への従事等により登庁できない職員もいるが、時間経過とともに、ほとんどの職員が参集可能となる。 ・ただし、職員自身の被災を見込み、最終的な参集率は98%として想定する。 <p>(以下、略)</p>	<p>業務継続に必要な人的資源について、①職員の確保状況（現状）及び②災害時の需要を分析することで、災害時における業務継続可能性を検証し、③職員の確保を図る。なお、指揮命令系統、安否確認及び参集方法については県災害対策本部運営マニュアルに定めるよることとする。また、不足する職員の確保については、青森県災害時受援計画・応援計画に定めるよることとする。</p> <p>第1 参集職員の推計の考え方</p> <p>前提とする地震において、強い揺れによる街区の被害や津波による広域被害が予想される地域では、職員本人及びその家族の被災、救出・救助への従事、交通手段の途絶等の理由から、登庁の遅れ、あるいは登庁できない職員など、「参集職員は限定される」地域では、次の参集条件により参集可能職員数を算出した。</p> <p><参集条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・発災から3日間は、交通手段の途絶により、登庁可能な職員は20km圏内の居住者のみとし、交通手段の復旧は4日目以降とする。 ・発災直後は被災や救出・救助への従事等により登庁できない職員もいるが、時間経過とともに、ほとんどの職員が参集可能となる。 ・ただし、職員自身の被災を見込み、最終的な参集率は98%として想定する。 <p>(以下、略)</p>	<p>文言修正</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>第2 必要職員数と参集職員数の比較</p> <p>非常時優先業務の実施時期別に、必要な職員数を整理した。</p> <p>また、3つのケースそれぞれで、参集職員数を整理し、業務継続に必要な職員数と比較した。</p> <p>なお、発災直後から概ね三日間は、被害状況の早期把握や迅速な災害対策本部会議対応等のため、24時間体制で業務を行うことを踏まえた必要職員数を設定した。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>第2 必要職員数と参集職員数の比較</p> <p>非常時優先業務の実施時期別に、必要な職員数を整理した。</p> <p>また、3つのケースそれぞれで、参集職員数を整理し、業務継続に必要な職員数と比較した。</p> <p>なお、発災直後から概ね三日間は、被害状況の早期把握や迅速な災害対策本部会議対応等のため、24時間体制態勢で業務を行うことを踏まえた必要職員数を設定した。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>文言修正</p>

現 行	変 更 案	変更理由										
<p>第3 職員の確保 災害時においても、非常時優先業務の実施に必要な職員を確保するために必要な考え方を整理する。</p> <p>(1) 必要資源の確保状況（現状）</p> <table border="1" data-bbox="224 459 981 726"> <thead> <tr> <th>必要資源の確保状況（現状）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p><必要職員の確保></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部統括調整部要員として、危機管理局職員、各部局専門員及び支援員をあらかじめ指定している。 ○ 災害対策本部統括調整部及び各部において実施する業務については、県災害対策本部運営マニュアル（共通編、統括調整部編、各部編）に記載している。 ○ 職員の非常参集については県災害対策本部運営マニュアルに基づき実施する。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 災害時の需要</p> <table border="1" data-bbox="224 782 981 865"> <thead> <tr> <th>災害時の需要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 図5のとおり、太平洋側海溝型地震及び内陸直下型地震では、発災直後から概ね3日間は職員が不足する。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 業務資源の確保（対策）</p> <table border="1" data-bbox="224 922 981 1045"> <thead> <tr> <th>職員の確保（対策）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p><必要職員の確保></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 図5のとおり、発災直後から概ね3日間は特に災害対策要員が不足することから、非常時優 </td> </tr> </tbody> </table>	必要資源の確保状況（現状）	<p><必要職員の確保></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部統括調整部要員として、危機管理局職員、各部局専門員及び支援員をあらかじめ指定している。 ○ 災害対策本部統括調整部及び各部において実施する業務については、県災害対策本部運営マニュアル（共通編、統括調整部編、各部編）に記載している。 ○ 職員の非常参集については県災害対策本部運営マニュアルに基づき実施する。 	災害時の需要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 図5のとおり、太平洋側海溝型地震及び内陸直下型地震では、発災直後から概ね3日間は職員が不足する。 	職員の確保（対策）	<p><必要職員の確保></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 図5のとおり、発災直後から概ね3日間は特に災害対策要員が不足することから、非常時優 	<p>第3 職員の確保 災害時においても、非常時優先業務の実施に必要な職員を確保するために必要な考え方を整理する。</p> <p>(1) 必要資源の確保状況（現状）</p> <table border="1" data-bbox="1025 459 1783 726"> <thead> <tr> <th>必要資源の確保状況（現状）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p><必要職員の確保></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部統括調整部要員として、危機管理局職員、各部局専門員及び支援員をあらかじめ指定している。 ○ 災害対策本部統括調整部及び各部において実施する業務については、県災害対策本部運営マニュアル（共通編、統括調整部編、各部編）に記載している。 ○ 職員の非常参集については県災害対策本部運営マニュアルに基づき実施する。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 災害時の需要</p> <table border="1" data-bbox="1025 782 1783 865"> <thead> <tr> <th>災害時の需要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 図5のとおり、太平洋側海溝型地震及び内陸直下型地震では、発災直後から概ね3日間は職員が不足する。 </td> </tr> </tbody> </table>	必要資源の確保状況（現状）	<p><必要職員の確保></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部統括調整部要員として、危機管理局職員、各部局専門員及び支援員をあらかじめ指定している。 ○ 災害対策本部統括調整部及び各部において実施する業務については、県災害対策本部運営マニュアル（共通編、統括調整部編、各部編）に記載している。 ○ 職員の非常参集については県災害対策本部運営マニュアルに基づき実施する。 	災害時の需要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 図5のとおり、太平洋側海溝型地震及び内陸直下型地震では、発災直後から概ね3日間は職員が不足する。 	<p>文言修正</p>
必要資源の確保状況（現状）												
<p><必要職員の確保></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部統括調整部要員として、危機管理局職員、各部局専門員及び支援員をあらかじめ指定している。 ○ 災害対策本部統括調整部及び各部において実施する業務については、県災害対策本部運営マニュアル（共通編、統括調整部編、各部編）に記載している。 ○ 職員の非常参集については県災害対策本部運営マニュアルに基づき実施する。 												
災害時の需要												
<ul style="list-style-type: none"> ○ 図5のとおり、太平洋側海溝型地震及び内陸直下型地震では、発災直後から概ね3日間は職員が不足する。 												
職員の確保（対策）												
<p><必要職員の確保></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 図5のとおり、発災直後から概ね3日間は特に災害対策要員が不足することから、非常時優 												
必要資源の確保状況（現状）												
<p><必要職員の確保></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部統括調整部要員として、危機管理局職員、各部局専門員及び支援員をあらかじめ指定している。 ○ 災害対策本部統括調整部及び各部において実施する業務については、県災害対策本部運営マニュアル（共通編、統括調整部編、各部編）に記載している。 ○ 職員の非常参集については県災害対策本部運営マニュアルに基づき実施する。 												
災害時の需要												
<ul style="list-style-type: none"> ○ 図5のとおり、太平洋側海溝型地震及び内陸直下型地震では、発災直後から概ね3日間は職員が不足する。 												

現 行	変 更 案	変更理由
<p style="text-align: center;">職員の確保（対策）</p> <p>先業務の優先度等を踏まえて、参集した職員がだれであっても対応できるよう、県災害対策本部運営マニュアル等の見直しを行うなど、実効性の確保を図る。</p> <p>○ 発災後、早期に復旧した地域から、特に被害の大きい地域に対する支援を行う。</p> <p>・太平洋側海溝型地震 東青地域、中南地域、西北地域においては、応援職員の派遣、業務の代替といった支援を実施する。</p> <p>・日本海側海溝型地震 下北地域、上北地域、三八地域においては、応援職員の派遣、業務の代替といった支援を実施する。</p> <p>・内陸直下型地震 被災地域以外の地域においては、応援職員の派遣、業務の代替といった支援を実施する。</p> <p>○ 災害対策要員及び代替要員の確保に向け、研修・訓練を継続し、職員の意識向上及び対応力向上を図っていく。</p> <p>○ 災害対策本部統括調整部への応援及び 24 時間体制を踏まえた業務継続体制の確保に努める。</p> <p><特別な技能や経験を有する職員の確保></p> <p>○ 特別な技能や経験を有する職員による非常時優先業務について、実施手順の明確化、受入が想定される業務把握等を行う。</p> <p>○ 非常時優先業務の実施に当たり、特別な技能や経験を有する職員の確保を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 担当以外の職員が専門業務を担当できるよう、県災害対策本部運営マニュアル等の整備を図る。 ・ 代行対象とする業務を定め、代行予定者の職員への周知を行う。 <p>○ 青森県災害時受援計画・応援計画に基づき、国、他自治体等からの円滑かつ迅速な応援受入に努める。</p> <p><職員の意識向上及び対応力の向上></p> <p>○ 業務継続に必要な職員の不足を前提に、他組織との情報交換や連携した業務の実施に関する訓練を検討する。</p> <p>○ 職員が安心して業務を実施できるよう、家族の安全確保、安否確認に関する指導を行う。</p> <p>○ 沿岸は、職員に対する津波避難の指導を行う。</p>	<p style="text-align: center;">（3）業務資源の確保（対策）</p> <p style="text-align: center;">職員の確保（対策）</p> <p><必要職員の確保></p> <p>○ 図5のとおり、発災直後から概ね3日間は特に災害対策要員が不足することから、非常時優先業務の優先度等を踏まえて、参集した職員がだれであっても対応できるよう、県災害対策本部運営マニュアル等の見直しを行うなど、実効性の確保を図る。</p> <p>○ 発災後、早期に復旧した地域から、特に被害の大きい地域に対する支援を行う。</p> <p>・太平洋側海溝型地震 東青地域、中南地域、西北地域においては、応援職員の派遣、業務の代替といった支援を実施する。</p> <p>・日本海側海溝型地震 下北地域、上北地域、三八地域においては、応援職員の派遣、業務の代替といった支援を実施する。</p> <p>・内陸直下型地震 被災地域以外の地域においては、応援職員の派遣、業務の代替といった支援を実施する。</p> <p>○ 災害対策要員及び代替要員の確保に向け、研修・訓練を継続し、職員の意識向上及び対応力向上を図っていく。</p> <p>○ 災害対策本部統括調整部への応援及び 24 時間体制態勢を踏まえた業務継続体制の確保に努める。</p> <p><特別な技能や経験を有する職員の確保></p> <p>○ 特別な技能や経験を有する職員による非常時優先業務について、実施手順の明確化、受入が想定される業務把握等を行う。</p> <p>○ 非常時優先業務の実施に当たり、特別な技能や経験を有する職員の確保を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 担当以外の職員が専門業務を担当できるよう、県災害対策本部運営マニュアル等の整備を図る。 ・ 代行対象とする業務を定め、代行予定者の職員への周知を行う。 <p>○ 青森県災害時受援計画・応援計画に基づき、国、他自治体等からの円滑かつ迅速な応援受入に努める。</p> <p><職員の意識向上及び対応力の向上></p> <p>○ 業務継続に必要な職員の不足を前提に、他組織との情報交換や連携した業務の実施に関する訓練を検討する。</p>	<p style="text-align: center;">文言修正</p>

現 行	変 更 案	変更理由
<p>なお、図-5 の必要職員数と参集職員の比較や、非常時優先業務に必要な職員を確保するための考え方については、想定地震3ケースについて、それぞれ最も悪い条件で業務継続体制を検討したものであるが、複合災害や行事期間中の発災など特定の状況については、必要職員数の集計から一部除外している。発災時の条件が想定と大きく異なる場合は、弾力的な本計画の運用のもと、職員の配置、被災地への支援手段について判断し、災害対応を実施する必要がある。</p> <p>第4 指揮命令系統の確立</p> <p>大規模地震等発生時においても業務継続を適切に行うためには、必要資源の確保等とともに指揮命令系統の確立も重要となる。このため、各業務に関する意思決定が迅速・確実に伝わり、意思決定者には様々な報告の中で重要な情報が適切に伝わるよう指揮命令系統を確立する。</p> <p>また、責任者が不在の場合も必要な意思決定がなされるように、意思決定者の職務の代行や継承についてあらかじめ定めておく。</p> <p>(1) 災害対策本部</p> <p>災害対策本部態勢における配備決定者、態勢責任者及び代行予定者については、地域防災計画に定めるところによる。</p> <p>なお、意思決定者が不在の場合には、青森県専決代決規程に定める代行順位により、遅滞なく代行権者が職務を代行する。</p> <p>(以下、略)</p>	<div data-bbox="1021 245 1771 488" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; background-color: #e0e0e0; margin: 0;">職員の確保 (対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員が安心して業務を実施できるよう、家族の安全確保、安否確認に関する指導を行う。 ○ 沿岸は一部に居住する職員に対するは、津波避難の指導を行う教育を実施する。 <p style="text-align: center; color: red; margin: 5px 0;"><受援体制の充実></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 青森県災害時受援計画に基づき、国、他自治体等からの応援職員の活動環境の確保に努める。 </div> <p>なお、図-5 の必要職員数と参集職員の比較や、非常時優先業務に必要な職員を確保するための考え方については、想定地震3ケースについて、それぞれ最も悪い条件で業務継続体制を検討したものであるが、複合災害や行事期間中の発災など特定の状況については、必要職員数の集計から一部除外している。発災時の条件が想定と大きく異なる場合は、弾力的な本計画の運用のもと、職員の配置、被災地への支援手段について判断し、災害対応を実施する必要がある。</p> <p>第4 指揮命令系統の確立</p> <p>大規模地震等発生時においても業務継続を適切に行う継続するためには、必要資源の確保等とともに指揮命令系統の確立も重要となる。このため、各業務に関する意思決定が迅速・確実に伝わり、意思決定者には様々な報告の中で重要な情報が適切に伝わるよう指揮命令系統を確立する。</p> <p>また、責任者が不在の場合も必要な意思決定がなされるように、意思決定者の職務の代行や継承についてあらかじめ定めておく。</p> <p>(1) 災害対策本部</p> <p>災害対策本部態勢における配備決定者、態勢責任者及び代行予定者については、地域防災計画に定めるところによる。</p> <p>なお、意思決定者が不在の場合には、青森県専決代決規程に定める代行順位により、遅滞なく代行権者が職務を代行する。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>受援体制の充実について追記</p> <p>文言修正</p>

現 行	変 更 案	変更理由																																																		
<p>第2節 物的資源・情報資源</p> <p>業務継続に必要な物的資源・情報資源について、①必要資源の確保状況（現状）及び②災害時の需要（業務資源の需要）を分析することで、災害時における業務継続可能性を検証し、③業務資源の確保を図る。</p> <p>(以下、略)</p> <p>第1 庁舎</p> <p>(1) 必要資源の確保状況（現状）</p> <table border="1" data-bbox="235 592 882 882"> <thead> <tr> <th colspan="2">必要資源の確保状況（現状）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">○本庁舎、各合同庁舎その他の出先機関が入居する庁舎・建物について、構造、建築年次、耐震化状況等の具体的な条件を踏まえて、業務資源としての利用可能性を想定した。</td> </tr> <tr> <th>庁舎</th> <th>現状</th> </tr> <tr> <td>本庁舎（北棟）</td> <td>・ 新耐震基準の制振構造の建物である。</td> </tr> <tr> <td>本庁舎（西棟）</td> <td>・ 新耐震基準の建物である。</td> </tr> <tr> <td>本庁舎（南・東・議会棟）</td> <td>・ 耐震補強済みの建物である。</td> </tr> <tr> <td>各合同庁舎（5か所）</td> <td>・ 弘前・五所川原・十和田及びむつは、新耐震基準、もしくは耐震補強済みの建物である。 ・ 八戸合同庁舎は、合同庁舎として必要な耐震強度が不足している。</td> </tr> <tr> <td>その他庁舎、建物</td> <td>・ 新耐震基準の建物が多いが、一部に旧耐震基準で、必要な耐震補強が未実施の建物がある。 ・ 沿岸部では、津波による被災、アクセス障害が想定される庁舎がある。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 災害時の需要</p> <table border="1" data-bbox="235 959 882 1023"> <thead> <tr> <th>災害時の需要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ 地震及び津波が発生した場合、県民や職員の安全を確保し、非常時優先業務を実施するために庁舎・建物に立ち入り可能な環境が必要である。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 業務資源の確保（対策）</p> <table border="1" data-bbox="235 1078 882 1262"> <thead> <tr> <th>業務資源の確保（対策）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ 建物の耐震性能を確保し、庁舎・建物が使用できる環境の整備に努める。</td> </tr> <tr> <td>○ 地震により建物に損傷が発生するなど、建物の安全性が確保できないと判断される場合は、早急に県民や職員を安全な場所に避難させるとともに、立ち入りを制限する。</td> </tr> <tr> <td>○ 損傷が発生した庁舎・建物に関して、余震等を想定し、建物内に立ち入っても安全であることを確認するための手順を整備する。</td> </tr> <tr> <td>○ 沿岸部では、津波警報時の職員の避難場所を確保するとともに避難訓練を行う。</td> </tr> <tr> <td>○ 地震・津波被災を想定し、浸水対策、代替執務場所及び代替庁舎の特定について検討する。</td> </tr> </tbody> </table>	必要資源の確保状況（現状）		○本庁舎、各合同庁舎その他の出先機関が入居する庁舎・建物について、構造、建築年次、耐震化状況等の具体的な条件を踏まえて、業務資源としての利用可能性を想定した。		庁舎	現状	本庁舎（北棟）	・ 新耐震基準の制振構造の建物である。	本庁舎（西棟）	・ 新耐震基準の建物である。	本庁舎（南・東・議会棟）	・ 耐震補強済みの建物である。	各合同庁舎（5か所）	・ 弘前・五所川原・十和田及びむつは、新耐震基準、もしくは耐震補強済みの建物である。 ・ 八戸合同庁舎は、合同庁舎として必要な耐震強度が不足している。	その他庁舎、建物	・ 新耐震基準の建物が多いが、一部に旧耐震基準で、必要な耐震補強が未実施の建物がある。 ・ 沿岸部では、津波による被災、アクセス障害が想定される庁舎がある。	災害時の需要	○ 地震及び津波が発生した場合、県民や職員の安全を確保し、非常時優先業務を実施するために庁舎・建物に立ち入り可能な環境が必要である。	業務資源の確保（対策）	○ 建物の耐震性能を確保し、庁舎・建物が使用できる環境の整備に努める。	○ 地震により建物に損傷が発生するなど、建物の安全性が確保できないと判断される場合は、早急に県民や職員を安全な場所に避難させるとともに、立ち入りを制限する。	○ 損傷が発生した庁舎・建物に関して、余震等を想定し、建物内に立ち入っても安全であることを確認するための手順を整備する。	○ 沿岸部では、津波警報時の職員の避難場所を確保するとともに避難訓練を行う。	○ 地震・津波被災を想定し、浸水対策、代替執務場所及び代替庁舎の特定について検討する。	<p>第2節 物的資源・情報資源</p> <p>業務継続に必要な物的資源・情報資源について、①必要資源の確保状況（現状）及び②災害時の需要（業務資源の需要）を分析することで、災害時における業務継続可能性を検証し、③業務資源の確保（対策）を図る。</p> <p>(以下、略)</p> <p>第1 庁舎</p> <p>(1) 必要資源の確保状況（現状）</p> <table border="1" data-bbox="1039 584 1664 882"> <thead> <tr> <th colspan="2">必要資源の確保状況（現状）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">○本庁舎、各合同庁舎その他の出先機関が入居する庁舎・建物について、構造、建築年次、耐震化状況等の具体的な条件を踏まえて、業務資源としての利用可能性を想定した。</td> </tr> <tr> <th>庁舎</th> <th>現状</th> </tr> <tr> <td>本庁舎（北棟）</td> <td>・ 新耐震基準の制振構造の建物である。</td> </tr> <tr> <td>本庁舎（西棟）</td> <td>・ 新耐震基準の建物である。</td> </tr> <tr> <td>本庁舎（南・東・議会棟）</td> <td>・ 耐震補強済みの建物である。</td> </tr> <tr> <td>各合同庁舎（5か所）</td> <td>・ 弘前・五所川原・十和田及びむつは、新耐震基準、もしくは耐震補強済みの建物である。 ・ 八戸合同庁舎は、合同庁舎として必要な耐震強度が不足している。</td> </tr> <tr> <td>その他庁舎、建物</td> <td>・ 新耐震基準の建物が多いが、一部に旧耐震基準で、必要な耐震補強が未実施の建物がある。 ・ 沿岸部では、津波による被災、アクセス障害が想定される庁舎がある。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 災害時の需要</p> <table border="1" data-bbox="1039 922 1664 986"> <thead> <tr> <th>災害時の需要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ 地震及び津波が発生した場合、県民や職員の安全を確保し、非常時優先業務を実施するために庁舎・建物に立ち入り可能な環境が必要である。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 業務資源の確保（対策）</p> <table border="1" data-bbox="1039 1054 1664 1294"> <thead> <tr> <th>業務資源の確保（対策）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ 建物の耐震性能を確保し、庁舎・建物が使用できる環境の整備に努める。</td> </tr> <tr> <td>○ 地震により建物に損傷が発生するなど、建物の安全性が確保できないと判断される場合は、早急に県民や職員を安全な場所に避難させるとともに、立ち入りを制限する。</td> </tr> <tr> <td>○ 損傷が発生した庁舎・建物に関して、余震等を想定し、建物内に立ち入っても安全であることを確認するための手順を整備する。</td> </tr> <tr> <td>○ 本庁舎が被災し、県庁内に災害対策本部を設置できない場合に備えて、千歳施設として、青森県総合社会教育センター（青森市寛川藤戸119-7）を指定した。</td> </tr> <tr> <td>○ 八戸合同庁舎については、臨時を前提とした整備検討に着手している。</td> </tr> <tr> <td>○ 沿岸部では、津波警報時の職員の避難場所を確保するとともに避難訓練を行う。</td> </tr> <tr> <td>○ 地震・津波被災を想定し、浸水対策、代替執務場所及び代替庁舎の特定について検討する。</td> </tr> </tbody> </table>	必要資源の確保状況（現状）		○本庁舎、各合同庁舎その他の出先機関が入居する庁舎・建物について、構造、建築年次、耐震化状況等の具体的な条件を踏まえて、業務資源としての利用可能性を想定した。		庁舎	現状	本庁舎（北棟）	・ 新耐震基準の制振構造の建物である。	本庁舎（西棟）	・ 新耐震基準の建物である。	本庁舎（南・東・議会棟）	・ 耐震補強済みの建物である。	各合同庁舎（5か所）	・ 弘前・五所川原・十和田及びむつは、新耐震基準、もしくは耐震補強済みの建物である。 ・ 八戸合同庁舎は、合同庁舎として必要な耐震強度が不足している。	その他庁舎、建物	・ 新耐震基準の建物が多いが、一部に旧耐震基準で、必要な耐震補強が未実施の建物がある。 ・ 沿岸部では、津波による被災、アクセス障害が想定される庁舎がある。	災害時の需要	○ 地震及び津波が発生した場合、県民や職員の安全を確保し、非常時優先業務を実施するために庁舎・建物に立ち入り可能な環境が必要である。	業務資源の確保（対策）	○ 建物の耐震性能を確保し、庁舎・建物が使用できる環境の整備に努める。	○ 地震により建物に損傷が発生するなど、建物の安全性が確保できないと判断される場合は、早急に県民や職員を安全な場所に避難させるとともに、立ち入りを制限する。	○ 損傷が発生した庁舎・建物に関して、余震等を想定し、建物内に立ち入っても安全であることを確認するための手順を整備する。	○ 本庁舎が被災し、県庁内に災害対策本部を設置できない場合に備えて、千歳施設として、青森県総合社会教育センター（青森市寛川藤戸119-7）を指定した。	○ 八戸合同庁舎については、臨時を前提とした整備検討に着手している。	○ 沿岸部では、津波警報時の職員の避難場所を確保するとともに避難訓練を行う。	○ 地震・津波被災を想定し、浸水対策、代替執務場所及び代替庁舎の特定について検討する。	<p>文言修正</p> <p>災対本部設置予備庁舎（県総合社会教育センター）について追記</p> <p>八戸合同庁舎の整備について追記</p>
必要資源の確保状況（現状）																																																				
○本庁舎、各合同庁舎その他の出先機関が入居する庁舎・建物について、構造、建築年次、耐震化状況等の具体的な条件を踏まえて、業務資源としての利用可能性を想定した。																																																				
庁舎	現状																																																			
本庁舎（北棟）	・ 新耐震基準の制振構造の建物である。																																																			
本庁舎（西棟）	・ 新耐震基準の建物である。																																																			
本庁舎（南・東・議会棟）	・ 耐震補強済みの建物である。																																																			
各合同庁舎（5か所）	・ 弘前・五所川原・十和田及びむつは、新耐震基準、もしくは耐震補強済みの建物である。 ・ 八戸合同庁舎は、合同庁舎として必要な耐震強度が不足している。																																																			
その他庁舎、建物	・ 新耐震基準の建物が多いが、一部に旧耐震基準で、必要な耐震補強が未実施の建物がある。 ・ 沿岸部では、津波による被災、アクセス障害が想定される庁舎がある。																																																			
災害時の需要																																																				
○ 地震及び津波が発生した場合、県民や職員の安全を確保し、非常時優先業務を実施するために庁舎・建物に立ち入り可能な環境が必要である。																																																				
業務資源の確保（対策）																																																				
○ 建物の耐震性能を確保し、庁舎・建物が使用できる環境の整備に努める。																																																				
○ 地震により建物に損傷が発生するなど、建物の安全性が確保できないと判断される場合は、早急に県民や職員を安全な場所に避難させるとともに、立ち入りを制限する。																																																				
○ 損傷が発生した庁舎・建物に関して、余震等を想定し、建物内に立ち入っても安全であることを確認するための手順を整備する。																																																				
○ 沿岸部では、津波警報時の職員の避難場所を確保するとともに避難訓練を行う。																																																				
○ 地震・津波被災を想定し、浸水対策、代替執務場所及び代替庁舎の特定について検討する。																																																				
必要資源の確保状況（現状）																																																				
○本庁舎、各合同庁舎その他の出先機関が入居する庁舎・建物について、構造、建築年次、耐震化状況等の具体的な条件を踏まえて、業務資源としての利用可能性を想定した。																																																				
庁舎	現状																																																			
本庁舎（北棟）	・ 新耐震基準の制振構造の建物である。																																																			
本庁舎（西棟）	・ 新耐震基準の建物である。																																																			
本庁舎（南・東・議会棟）	・ 耐震補強済みの建物である。																																																			
各合同庁舎（5か所）	・ 弘前・五所川原・十和田及びむつは、新耐震基準、もしくは耐震補強済みの建物である。 ・ 八戸合同庁舎は、合同庁舎として必要な耐震強度が不足している。																																																			
その他庁舎、建物	・ 新耐震基準の建物が多いが、一部に旧耐震基準で、必要な耐震補強が未実施の建物がある。 ・ 沿岸部では、津波による被災、アクセス障害が想定される庁舎がある。																																																			
災害時の需要																																																				
○ 地震及び津波が発生した場合、県民や職員の安全を確保し、非常時優先業務を実施するために庁舎・建物に立ち入り可能な環境が必要である。																																																				
業務資源の確保（対策）																																																				
○ 建物の耐震性能を確保し、庁舎・建物が使用できる環境の整備に努める。																																																				
○ 地震により建物に損傷が発生するなど、建物の安全性が確保できないと判断される場合は、早急に県民や職員を安全な場所に避難させるとともに、立ち入りを制限する。																																																				
○ 損傷が発生した庁舎・建物に関して、余震等を想定し、建物内に立ち入っても安全であることを確認するための手順を整備する。																																																				
○ 本庁舎が被災し、県庁内に災害対策本部を設置できない場合に備えて、千歳施設として、青森県総合社会教育センター（青森市寛川藤戸119-7）を指定した。																																																				
○ 八戸合同庁舎については、臨時を前提とした整備検討に着手している。																																																				
○ 沿岸部では、津波警報時の職員の避難場所を確保するとともに避難訓練を行う。																																																				
○ 地震・津波被災を想定し、浸水対策、代替執務場所及び代替庁舎の特定について検討する。																																																				

現 行	変 更 案	変更理由																												
<p>第2 電力</p> <p>(1) 必要資源の確保状況 (現状)</p> <table border="1" data-bbox="219 343 907 842"> <thead> <tr> <th colspan="2">必要資源の確保状況 (現状)</th> </tr> <tr> <th>庁舎</th> <th>現状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害時の情報収集・伝達等に関する電力の確保は図られている。 バックアップを含み独自の非常用発電設備を2機設置している。 停電時も常時72時間稼働する燃料を確保している。 </td> </tr> <tr> <td>本庁舎 (北棟)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 一次発電機は災害対策本部が設置される2階と、2階以外のフロアの約1/3に電力を供給する。 一次発電機のバックアップとして設置されている二次発電機は、防災情報ネットワークに関連するシステムに電力を供給する。(2階フロアのほか、5階及び屋上の通信設備も供給対象) </td> </tr> <tr> <td>本庁舎 (西棟、南・東・議会議場)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 停電時に、コージェネ発電機(3機)を非常用発電設備として使用できる。 停電時もコージェネ発電機から電力の供給が受けられ、通常と同じ電力を使用しても3日間使用できる燃料を常時確保している(電力の使用制限を行うと1週間程度供給可能)。 </td> </tr> <tr> <td>各合同庁舎</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 一部、非常用発電設備を備えている。 太陽光発電設備により、庁舎の一部が使用できる。 </td> </tr> <tr> <td>その他の出先機関の庁舎・建物</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 一部、非常用発電設備を備えている。 </td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="241 880 542 1109" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="273 1109 504 1129">非常用発電設備 (本庁舎北棟)</p> <div data-bbox="577 880 878 1109" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="609 1109 824 1129">非常用発電設備用燃料貯蔵所</p> <div data-bbox="421 1129 721 1343" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="286 1353 788 1374">非常時(一次発電機使用時)に使用可能なコンセント (本庁舎北棟)</p>	必要資源の確保状況 (現状)		庁舎	現状	共通	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の情報収集・伝達等に関する電力の確保は図られている。 バックアップを含み独自の非常用発電設備を2機設置している。 停電時も常時72時間稼働する燃料を確保している。 	本庁舎 (北棟)	<ul style="list-style-type: none"> 一次発電機は災害対策本部が設置される2階と、2階以外のフロアの約1/3に電力を供給する。 一次発電機のバックアップとして設置されている二次発電機は、防災情報ネットワークに関連するシステムに電力を供給する。(2階フロアのほか、5階及び屋上の通信設備も供給対象) 	本庁舎 (西棟、南・東・議会議場)	<ul style="list-style-type: none"> 停電時に、コージェネ発電機(3機)を非常用発電設備として使用できる。 停電時もコージェネ発電機から電力の供給が受けられ、通常と同じ電力を使用しても3日間使用できる燃料を常時確保している(電力の使用制限を行うと1週間程度供給可能)。 	各合同庁舎	<ul style="list-style-type: none"> 一部、非常用発電設備を備えている。 太陽光発電設備により、庁舎の一部が使用できる。 	その他の出先機関の庁舎・建物	<ul style="list-style-type: none"> 一部、非常用発電設備を備えている。 	<p>第2 電力</p> <p>(1) 必要資源の確保状況 (現状)</p> <table border="1" data-bbox="1037 343 1780 1008"> <thead> <tr> <th colspan="2">必要資源の確保状況 (現状)</th> </tr> <tr> <th>庁舎</th> <th>現状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害時の情報収集・伝達等に関する電力の確保は図られている。 バックアップを含み独自の非常用発電設備を2機設置している。 停電時も常時72時間稼働する燃料を確保している。 一次発電機は災害対策本部が設置される2階と、2階以外のフロアの約1/3に電力を供給する。 </td> </tr> <tr> <td>本庁舎 (北棟)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 一次発電機のバックアップとして設置されている二次発電機は、防災情報ネットワークに関連するシステムに電力を供給する。 二次発電機は防災情報ネットワークに関連するシステムに電力を供給し、二次発電機の故障時は、一次発電機がバックアップとして電力を供給する。(2階フロアのほか、5階及び屋上の通信設備も供給対象) 非常用発電機が地下に設置されているため、浸水対策が必要である。 </td> </tr> <tr> <td>本庁舎 (西棟、南・東・議会議場)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 停電時に、コージェネ発電機(3機)を非常用発電設備として使用できる。 停電時もコージェネ発電機から電力の供給が受けられ、通常と同じ電力を使用しても3日間使用できる燃料を常時確保している(電力の使用制限を行うと1週間程度供給可能)。 </td> </tr> <tr> <td>各合同庁舎</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 一部、非常用発電設備を備えている。 太陽光発電設備により、庁舎の一部が使用できる。 </td> </tr> <tr> <td>その他の出先機関の庁舎・建物</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 一部、非常用発電設備を備えている。 </td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="1064 1029 1386 1273" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="1097 1295 1328 1316">非常用発電設備 (本庁舎北棟)</p> <div data-bbox="1422 1029 1744 1273" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="1456 1295 1686 1316">非常用発電設備用燃料貯蔵所</p>	必要資源の確保状況 (現状)		庁舎	現状	共通	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の情報収集・伝達等に関する電力の確保は図られている。 バックアップを含み独自の非常用発電設備を2機設置している。 停電時も常時72時間稼働する燃料を確保している。 一次発電機は災害対策本部が設置される2階と、2階以外のフロアの約1/3に電力を供給する。 	本庁舎 (北棟)	<ul style="list-style-type: none"> 一次発電機のバックアップとして設置されている二次発電機は、防災情報ネットワークに関連するシステムに電力を供給する。 二次発電機は防災情報ネットワークに関連するシステムに電力を供給し、二次発電機の故障時は、一次発電機がバックアップとして電力を供給する。(2階フロアのほか、5階及び屋上の通信設備も供給対象) 非常用発電機が地下に設置されているため、浸水対策が必要である。 	本庁舎 (西棟、南・東・議会議場)	<ul style="list-style-type: none"> 停電時に、コージェネ発電機(3機)を非常用発電設備として使用できる。 停電時もコージェネ発電機から電力の供給が受けられ、通常と同じ電力を使用しても3日間使用できる燃料を常時確保している(電力の使用制限を行うと1週間程度供給可能)。 	各合同庁舎	<ul style="list-style-type: none"> 一部、非常用発電設備を備えている。 太陽光発電設備により、庁舎の一部が使用できる。 	その他の出先機関の庁舎・建物	<ul style="list-style-type: none"> 一部、非常用発電設備を備えている。 	<p>北棟地下に配備されている非常用電源の浸水対策について記載</p>
必要資源の確保状況 (現状)																														
庁舎	現状																													
共通	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の情報収集・伝達等に関する電力の確保は図られている。 バックアップを含み独自の非常用発電設備を2機設置している。 停電時も常時72時間稼働する燃料を確保している。 																													
本庁舎 (北棟)	<ul style="list-style-type: none"> 一次発電機は災害対策本部が設置される2階と、2階以外のフロアの約1/3に電力を供給する。 一次発電機のバックアップとして設置されている二次発電機は、防災情報ネットワークに関連するシステムに電力を供給する。(2階フロアのほか、5階及び屋上の通信設備も供給対象) 																													
本庁舎 (西棟、南・東・議会議場)	<ul style="list-style-type: none"> 停電時に、コージェネ発電機(3機)を非常用発電設備として使用できる。 停電時もコージェネ発電機から電力の供給が受けられ、通常と同じ電力を使用しても3日間使用できる燃料を常時確保している(電力の使用制限を行うと1週間程度供給可能)。 																													
各合同庁舎	<ul style="list-style-type: none"> 一部、非常用発電設備を備えている。 太陽光発電設備により、庁舎の一部が使用できる。 																													
その他の出先機関の庁舎・建物	<ul style="list-style-type: none"> 一部、非常用発電設備を備えている。 																													
必要資源の確保状況 (現状)																														
庁舎	現状																													
共通	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の情報収集・伝達等に関する電力の確保は図られている。 バックアップを含み独自の非常用発電設備を2機設置している。 停電時も常時72時間稼働する燃料を確保している。 一次発電機は災害対策本部が設置される2階と、2階以外のフロアの約1/3に電力を供給する。 																													
本庁舎 (北棟)	<ul style="list-style-type: none"> 一次発電機のバックアップとして設置されている二次発電機は、防災情報ネットワークに関連するシステムに電力を供給する。 二次発電機は防災情報ネットワークに関連するシステムに電力を供給し、二次発電機の故障時は、一次発電機がバックアップとして電力を供給する。(2階フロアのほか、5階及び屋上の通信設備も供給対象) 非常用発電機が地下に設置されているため、浸水対策が必要である。 																													
本庁舎 (西棟、南・東・議会議場)	<ul style="list-style-type: none"> 停電時に、コージェネ発電機(3機)を非常用発電設備として使用できる。 停電時もコージェネ発電機から電力の供給が受けられ、通常と同じ電力を使用しても3日間使用できる燃料を常時確保している(電力の使用制限を行うと1週間程度供給可能)。 																													
各合同庁舎	<ul style="list-style-type: none"> 一部、非常用発電設備を備えている。 太陽光発電設備により、庁舎の一部が使用できる。 																													
その他の出先機関の庁舎・建物	<ul style="list-style-type: none"> 一部、非常用発電設備を備えている。 																													

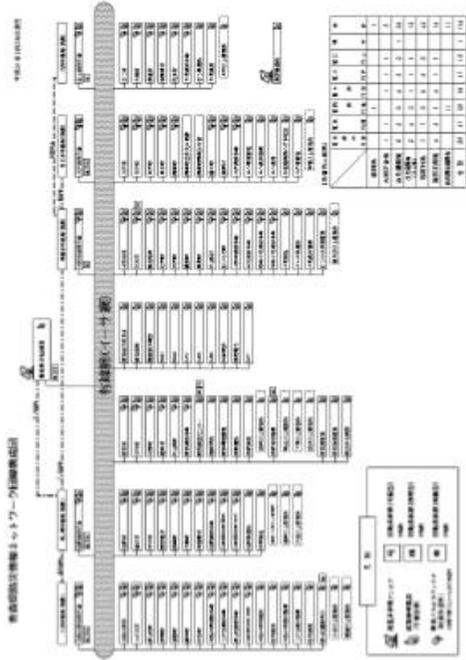
現 行	変 更 案	変更理由								
<p data-bbox="224 303 952 375">○ 非常用発電設備用の燃料については、青森県石油商業組合及び青森県石油商業協同組合と調達、安定供給に関する協定を締結している。</p> <p data-bbox="224 598 369 619">(2) 災害時の需要</p> <table border="1" data-bbox="219 619 840 670"> <tr> <th data-bbox="481 622 571 643">災害時の需要</th> </tr> <tr> <td data-bbox="224 643 840 670">○ 非常時優先業務の遂行には電力の確保が必要である。</td> </tr> </table> <p data-bbox="224 694 436 715">(3) 業務資源の確保（対策）</p> <table border="1" data-bbox="219 715 840 874"> <tr> <th data-bbox="448 718 604 738">業務資源の確保（対策）</th> </tr> <tr> <td data-bbox="224 738 840 874"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本庁舎では、災害対策本部庁舎の電力の増強及び災害対策本部庁舎以外の庁舎の電力の確保を行う。 ○ 本庁舎以外の庁舎についても、災害対応のための電力確保の取り組みを進める。 ○ 非常用発電設備を有する庁舎・施設では、災害時に利用できるよう、定期的に点検・試運転を継続実施する。 ○ 発災後も速やかに電力を確保するため、事業者と連携しつつ、被災地における電力の早期復旧や代替電源の確保等に努める。 </td> </tr> </table>	災害時の需要	○ 非常時優先業務の遂行には電力の確保が必要である。	業務資源の確保（対策）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本庁舎では、災害対策本部庁舎の電力の増強及び災害対策本部庁舎以外の庁舎の電力の確保を行う。 ○ 本庁舎以外の庁舎についても、災害対応のための電力確保の取り組みを進める。 ○ 非常用発電設備を有する庁舎・施設では、災害時に利用できるよう、定期的に点検・試運転を継続実施する。 ○ 発災後も速やかに電力を確保するため、事業者と連携しつつ、被災地における電力の早期復旧や代替電源の確保等に努める。 	<div data-bbox="1041 247 1657 534" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">  <p data-bbox="1097 459 1579 480">非常時（一次発電機使用時）にも使用可能なコンセント（本庁舎北棟）</p> <p data-bbox="1041 491 1657 534">○ 非常用発電設備用の燃料については、青森県石油商業組合及び青森県石油商業協同組合と調達、安定供給に関する協定を締結している。</p> </div> <p data-bbox="1030 603 1176 624">(2) 災害時の需要</p> <table border="1" data-bbox="1025 624 1646 675"> <tr> <th data-bbox="1288 627 1377 647">災害時の需要</th> </tr> <tr> <td data-bbox="1030 647 1646 675">○ 非常時優先業務の遂行には電力の確保が必要である。</td> </tr> </table> <p data-bbox="1030 699 1243 719">(3) 業務資源の確保（対策）</p> <table border="1" data-bbox="1025 719 1646 901"> <tr> <th data-bbox="1243 722 1400 743">業務資源の確保（対策）</th> </tr> <tr> <td data-bbox="1030 743 1646 901"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本庁舎では、災害対策本部庁舎の電力の増強及び災害対策本部庁舎以外の庁舎の電力の確保を行う。 ○ 本庁舎以外の庁舎についても、災害対応のための電力確保の取り組みを進める。 ○ 非常用発電設備を有する庁舎・施設では、災害時に利用できるよう、定期的に点検・試運転を継続実施する。 ○ 発災後も速やかに電力を確保するため、事業者と連携しつつ、被災地における電力の早期復旧や代替電源の確保等に努める。 ○ 本庁舎の発電機室の浸水対策として、吸水土のうを備蓄した。 </td> </tr> </table>	災害時の需要	○ 非常時優先業務の遂行には電力の確保が必要である。	業務資源の確保（対策）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本庁舎では、災害対策本部庁舎の電力の増強及び災害対策本部庁舎以外の庁舎の電力の確保を行う。 ○ 本庁舎以外の庁舎についても、災害対応のための電力確保の取り組みを進める。 ○ 非常用発電設備を有する庁舎・施設では、災害時に利用できるよう、定期的に点検・試運転を継続実施する。 ○ 発災後も速やかに電力を確保するため、事業者と連携しつつ、被災地における電力の早期復旧や代替電源の確保等に努める。 ○ 本庁舎の発電機室の浸水対策として、吸水土のうを備蓄した。 	<p data-bbox="1814 638 2060 667">浸水対策について追記</p>
災害時の需要										
○ 非常時優先業務の遂行には電力の確保が必要である。										
業務資源の確保（対策）										
<ul style="list-style-type: none"> ○ 本庁舎では、災害対策本部庁舎の電力の増強及び災害対策本部庁舎以外の庁舎の電力の確保を行う。 ○ 本庁舎以外の庁舎についても、災害対応のための電力確保の取り組みを進める。 ○ 非常用発電設備を有する庁舎・施設では、災害時に利用できるよう、定期的に点検・試運転を継続実施する。 ○ 発災後も速やかに電力を確保するため、事業者と連携しつつ、被災地における電力の早期復旧や代替電源の確保等に努める。 										
災害時の需要										
○ 非常時優先業務の遂行には電力の確保が必要である。										
業務資源の確保（対策）										
<ul style="list-style-type: none"> ○ 本庁舎では、災害対策本部庁舎の電力の増強及び災害対策本部庁舎以外の庁舎の電力の確保を行う。 ○ 本庁舎以外の庁舎についても、災害対応のための電力確保の取り組みを進める。 ○ 非常用発電設備を有する庁舎・施設では、災害時に利用できるよう、定期的に点検・試運転を継続実施する。 ○ 発災後も速やかに電力を確保するため、事業者と連携しつつ、被災地における電力の早期復旧や代替電源の確保等に努める。 ○ 本庁舎の発電機室の浸水対策として、吸水土のうを備蓄した。 										

現 行	変 更 案	変更理由
<p>第4 青森県防災情報ネットワーク及び青森県総合防災情報システム</p> <p>(1) 必要資源の確保状況 (現状)</p> <p style="text-align: center;">必要資源の確保状況 (現状)</p> <p>○ 青森県防災情報ネットワーク及び青森県総合防災情報システムについて、現在の整備状況を踏まえ、業務資源としての利用可能性を想定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時における本庁舎、各合同庁舎その他の出先機関、市町村、消防本部、防災関係機関間の迅速かつ確実な情報収集・伝達を行うためのネットワーク・システムが整備されている。 (防災情報ネットワーク構成については、図-7を参照) 青森県防災情報ネットワークは、有線回線を基本とし、不通の場合は、衛星回線を通じた通信（データのやり取り等）が可能である。 各端末にはUPS（無停電電源装置）を設置し、非常用発電設備及び発動発電機によりバックアップがなされている。 災害時に障害が発生した場合は、保守業者から保守員が派遣される。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="display: flex; justify-content: space-around;"> 統制台室 機器類の転倒防止対策 </p> <p>(2) 災害時の需要</p> <p style="text-align: center;">災害時の需要</p> <p>○ 災害時の非常時優先業務の継続には情報通信手段の確保が不可欠であり、情報通信手段（青森県防災情報ネットワーク等）の的確な運用に努める。</p> <p>(3) 業務資源の確保 (対策)</p> <p style="text-align: center;">業務資源の確保 (対策)</p> <p>○ 災害時には、設備について故障がないか等を確認し、故障箇所の特定及び早期の復旧を図る。</p> <p>○ 平成23年3月に運用を開始した青森県防災情報ネットワーク及び青森県総合防災情報システムは老朽化への対応を検討する。</p>	<p>第4 青森県防災情報ネットワーク及び青森県総合防災情報システム</p> <p>(1) 必要資源の確保状況 (現状)</p> <p style="text-align: center;">必要資源の確保状況 (現状)</p> <p>○ 青森県防災情報ネットワーク及び青森県総合防災情報システムについて、現在の整備状況を踏まえ、業務資源としての利用可能性を想定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時における本庁舎、各合同庁舎その他の出先機関、市町村、消防本部、防災関係機関間の迅速かつ確実な情報収集・伝達を行うためのネットワーク・システムが整備されている。 (防災情報ネットワーク構成については、図-7を参照) 青森県防災情報ネットワークは、有線回線を基本とし、不通の場合は、衛星回線を通じた通信（データのやり取り等）が可能である。 各端末にはUPS（無停電電源装置）を設置し、非常用発電設備及び発動発電機によりバックアップがなされている。 災害時に障害が発生した場合は、保守業者から保守員が派遣される。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="display: flex; justify-content: space-around;"> 統制台室 機器類の転倒防止対策 </p> <p>○ 系関係機関、市町村、消防本部及び防災関係機関と災害の状況等を速やかに共有し、情報共有の高度化、自動化及び効率化を図ることにより迅速かつ確実な災害対応を実現するほか、県民へ効率的に災害情報を伝達するための青森県総合防災情報システムを構築されていない庁舎があるインターネット上で稼働しており、関係機関が情報共有のために利用している。</p> <p>(2) 災害時の需要</p> <p style="text-align: center;">災害時の需要</p> <p>○ 災害時の非常時優先業務の継続には情報通信手段の確保が不可欠であり、情報通信手段（青森県防災情報ネットワーク等）の的確な運用に努める。</p> <p>(3) 業務資源の確保 (対策)</p> <p style="text-align: center;">業務資源の確保 (対策)</p> <p>○ 災害時には、設備について故障がないか等を確認し、故障箇所等の特定及び早期の復旧を図る。</p> <p>○ 平成23年3月に運用を開始した老朽化した青森県防災情報ネットワーク及び青森県総合防災情報システムは老朽化への対応を検討中の更新を進める。</p> <p>○ 青森県総合防災情報システムによる、より高度な情報共有を行う。</p>	<p>県防災情報ネットワークと県総合防災情報システムに関する記述を整理</p>

現

行

図-7 青森県防災情報ネットワーク構成図



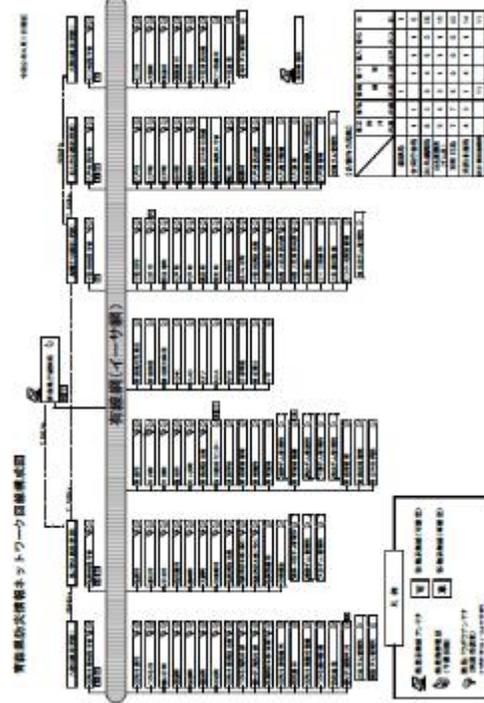
変

更

案

変更理由

図-7 青森県防災情報ネットワーク構成図



県防災情報ネットワーク構成図を最新版に更新

現 行	変 更 案	変更理由																
<p>第5 情報システム</p> <p>(1) 必要資源の確保状況(現状)</p> <p style="text-align: center;">必要資源の確保状況(現状)</p> <p>○ 情報システムについて、現状を踏まえ、業務資源としての利用可能性を想定した。</p> <table border="1" data-bbox="257 427 922 718"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>災害時の利用可能性(想定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重要な情報基盤システム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> サーバー類はフリーアクセス床に対してアンカーボルトで固定され、耐震性が確保されている。 サーバールームは、本庁舎(北棟)の非常用発電設備からの給電によって3日間の電力・空調が確保される。 </td> </tr> <tr> <td>青森県庁ホームページ</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 県の情報発信、必要な情報の送受信のためのインターネットシステムも、上記の重要システム等に含まれ、利用が可能である。また、県民等への情報発信を行う仕組みとしては、他の情報発信手段として公式Twitterも利用可能となっている。 </td> </tr> <tr> <td>端末</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 情報基盤システム復旧後は、本庁舎等の電力が確保される施設では端末の使用が可能である。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 重要な情報基盤システムの復旧対応に関しては、ICT-BCPが策定され、早期復旧を図るための行動計画が定められている。</p> <p>○ 執務室に電力が供給されない庁舎では、情報基盤システムの利用やPC等の作業ができない。</p>  <p style="text-align: center;">サーバー類の固定対策</p>	種別	災害時の利用可能性(想定)	重要な情報基盤システム	<ul style="list-style-type: none"> サーバー類はフリーアクセス床に対してアンカーボルトで固定され、耐震性が確保されている。 サーバールームは、本庁舎(北棟)の非常用発電設備からの給電によって3日間の電力・空調が確保される。 	青森県庁ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> 県の情報発信、必要な情報の送受信のためのインターネットシステムも、上記の重要システム等に含まれ、利用が可能である。また、県民等への情報発信を行う仕組みとしては、他の情報発信手段として公式Twitterも利用可能となっている。 	端末	<ul style="list-style-type: none"> 情報基盤システム復旧後は、本庁舎等の電力が確保される施設では端末の使用が可能である。 	<p>第5 情報システム</p> <p>(1) 必要資源の確保状況(現状)</p> <p style="text-align: center;">必要資源の確保状況(現状)</p> <p>○ 情報システムについて、現状を踏まえ、業務資源としての利用可能性を想定した。</p> <table border="1" data-bbox="1055 451 1659 738"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>災害時の利用可能性(想定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重要な情報基盤システム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 削面構造の庁舎へ移転するとともにサーバー類はフリーアクセス床に対してアンカーボルトで固定され、耐震性が確保されている。 サーバールームは、本庁舎(北棟)の非常用発電設備からの給電によって3日間の電力・空調が確保される。 </td> </tr> <tr> <td>青森県庁ホームページ</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 県の情報発信、必要な情報の送受信のためのインターネットシステムも、上記の重要システム等に含まれ、利用が可能である。また、県民等への情報発信を行う仕組みとしては、他の情報発信手段として公式Twitterも利用可能となっている。 </td> </tr> <tr> <td>端末</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 情報基盤システム復旧後は、本庁舎等の電力が確保される施設では端末の使用が可能である。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 重要な情報基盤システムの復旧対応に関しては、ICT-BCPが策定され、早期復旧を図るための行動計画が定められている。</p> <p>○ 執務室に電力が供給されない庁舎では、情報基盤システムの利用やPC等の作業ができない。</p>  <p style="text-align: center;">サーバー類の固定対策</p>	種別	災害時の利用可能性(想定)	重要な情報基盤システム	<ul style="list-style-type: none"> 削面構造の庁舎へ移転するとともにサーバー類はフリーアクセス床に対してアンカーボルトで固定され、耐震性が確保されている。 サーバールームは、本庁舎(北棟)の非常用発電設備からの給電によって3日間の電力・空調が確保される。 	青森県庁ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> 県の情報発信、必要な情報の送受信のためのインターネットシステムも、上記の重要システム等に含まれ、利用が可能である。また、県民等への情報発信を行う仕組みとしては、他の情報発信手段として公式Twitterも利用可能となっている。 	端末	<ul style="list-style-type: none"> 情報基盤システム復旧後は、本庁舎等の電力が確保される施設では端末の使用が可能である。 	<p>文言追記・修正</p>
種別	災害時の利用可能性(想定)																	
重要な情報基盤システム	<ul style="list-style-type: none"> サーバー類はフリーアクセス床に対してアンカーボルトで固定され、耐震性が確保されている。 サーバールームは、本庁舎(北棟)の非常用発電設備からの給電によって3日間の電力・空調が確保される。 																	
青森県庁ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> 県の情報発信、必要な情報の送受信のためのインターネットシステムも、上記の重要システム等に含まれ、利用が可能である。また、県民等への情報発信を行う仕組みとしては、他の情報発信手段として公式Twitterも利用可能となっている。 																	
端末	<ul style="list-style-type: none"> 情報基盤システム復旧後は、本庁舎等の電力が確保される施設では端末の使用が可能である。 																	
種別	災害時の利用可能性(想定)																	
重要な情報基盤システム	<ul style="list-style-type: none"> 削面構造の庁舎へ移転するとともにサーバー類はフリーアクセス床に対してアンカーボルトで固定され、耐震性が確保されている。 サーバールームは、本庁舎(北棟)の非常用発電設備からの給電によって3日間の電力・空調が確保される。 																	
青森県庁ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> 県の情報発信、必要な情報の送受信のためのインターネットシステムも、上記の重要システム等に含まれ、利用が可能である。また、県民等への情報発信を行う仕組みとしては、他の情報発信手段として公式Twitterも利用可能となっている。 																	
端末	<ul style="list-style-type: none"> 情報基盤システム復旧後は、本庁舎等の電力が確保される施設では端末の使用が可能である。 																	
<p>(以下、略)</p>	<p>(以下、略)</p>																	

現 行	変 更 案	変更理由				
<p>第6 執務環境等</p> <p>(以下、略)</p> <p>3 飲料水・食料、消耗品、燃料、その他</p> <p>(以下、略)</p> <p>(3) 業務資源の確保(対策)</p> <table border="1" data-bbox="219 560 987 683"> <thead> <tr> <th>業務資源の確保(対策)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ キャビネット等の什器類及びPCやコピー機等の固定対策、ガラスの飛散防止対策の実施に努める。 ○ 対策が困難な場合、レイアウトを工夫して被害を防止する。 ○ 高所に書類や荷物等を置かないよう徹底する。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下、略)</p>	業務資源の確保(対策)	<ul style="list-style-type: none"> ○ キャビネット等の什器類及びPCやコピー機等の固定対策、ガラスの飛散防止対策の実施に努める。 ○ 対策が困難な場合、レイアウトを工夫して被害を防止する。 ○ 高所に書類や荷物等を置かないよう徹底する。 	<p>第6 執務環境等</p> <p>(以下、略)</p> <p>3 飲料水・食料、消耗品、燃料、その他</p> <p>(以下、略)</p> <p>(3) 業務資源の確保(対策)</p> <table border="1" data-bbox="1025 568 1780 691"> <thead> <tr> <th>業務資源の確保(対策)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各所属において、職員用の飲料水・食料の必要数量の備蓄を進めるに努める。 ○ 消耗品及び燃料について、必要量の確保に努める。 ○ 自動車のガソリンは、できるだけタンクを空にしないような運用に努める。 ○ 冬季の発災の場合、各職員は防寒具等を持参する。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下、略)</p>	業務資源の確保(対策)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各所属において、職員用の飲料水・食料の必要数量の備蓄を進めるに努める。 ○ 消耗品及び燃料について、必要量の確保に努める。 ○ 自動車のガソリンは、できるだけタンクを空にしないような運用に努める。 ○ 冬季の発災の場合、各職員は防寒具等を持参する。 	<p>各所属における職員用備蓄に係る文言を追記</p>
業務資源の確保(対策)						
<ul style="list-style-type: none"> ○ キャビネット等の什器類及びPCやコピー機等の固定対策、ガラスの飛散防止対策の実施に努める。 ○ 対策が困難な場合、レイアウトを工夫して被害を防止する。 ○ 高所に書類や荷物等を置かないよう徹底する。 						
業務資源の確保(対策)						
<ul style="list-style-type: none"> ○ 各所属において、職員用の飲料水・食料の必要数量の備蓄を進めるに努める。 ○ 消耗品及び燃料について、必要量の確保に努める。 ○ 自動車のガソリンは、できるだけタンクを空にしないような運用に努める。 ○ 冬季の発災の場合、各職員は防寒具等を持参する。 						

現 行	変 更 案	変更理由																																																																
<p>第5章 今後の取組み</p>	<p>第5章 今後の取組み</p>																																																																	
<p>第1節 計画的な対策の実施</p>	<p>第1節 計画的な対策の実施</p>																																																																	
<p>第1 対策実施計画</p> <p>非常時優先業務に必要な資源を分析し、適時・的確に非常時優先業務を開始できるよう、業務継続に向けた対策を計画的に実施していく。</p> <p style="text-align: center;">表-18 対策実施計画</p> <table border="1" data-bbox="219 576 972 1310"> <thead> <tr> <th>必要資源</th> <th>現状</th> <th>対策項目</th> <th>対策後のレベル (目標)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員</td> <td>・多量職員が設定される状況下においても、非常時優先業務の実施に必要な人数の確保が必要である</td> <td>・マニュアル等の見直し ・災害対策要員及び代替要員に対する研修の実施 ・国、他県等からの応援の受入れ</td> <td>・24時間体制を考慮した職員の配置を行う ・被災地への迅速な応援派遣、業務の代替を実施する ・対策要員及び代替要員の確保・育成 ・円滑かつ迅速な応援受入れ体制の構築</td> </tr> <tr> <td>庁舎</td> <td>・庁舎の一部に旧耐震基準で、耐震補強の必要な建物がある ・代替施設の設定が必要である</td> <td>・庁舎の耐震性確保 ・代替施設の検討</td> <td>・県庁舎の耐震性を確保する ・代替施設を確保する</td> </tr> <tr> <td>電力</td> <td>・出先機関については、非常用発電設備が整備されず、停電時の執務室への電力の供給が懸念されるものがある</td> <td>・出先機関の非常用発電設備の整備 ・災害対策本部庁舎の電力の増強、本部庁舎以外の電力の確保</td> <td>・非常用発電設備を整備する</td> </tr> <tr> <td>電話</td> <td>・多様な通信手段の確保が必要である</td> <td>・災害時の通信手段の周知 ・出先機関や関係機関との非常時の連絡手段の確保</td> <td>・発災直後から各拠点間の連絡体制を確立する ・非常時においても関係機関との連絡手段を確保する</td> </tr> <tr> <td>防災情報ネットワーク</td> <td>・各端末はUPS、非常用発電設備等によりバックアップがなされている</td> <td>・防災情報ネットワーク等端末の的確な運用</td> <td>・設備の故障時にも、早期の復旧を図る</td> </tr> <tr> <td>情報システム</td> <td>・重要な情報基盤システムのサーバー類は耐震性が確保されている ・定期的な重要な行政データのバックアップが必要である</td> <td>・重要な情報基盤システム等の確保 ・PCが利用できない場合でも、紙ベースによる作業等が可能な準備</td> <td>・本庁舎以外の情報基盤システム端末についても、利用環境の整備を図る ・復旧後の円滑な業務継続を図る</td> </tr> <tr> <td>執務環境</td> <td>・キャビネット等の固定対策、ガラスの飛散防止対策が一部実施されていない ・職員用の飲料水・食料の十分な備蓄がない</td> <td>・執務室内什物の固定等の対策を推進 ・職員用の飲料水・食料の備蓄の確保</td> <td>・什物の転倒等による負傷者をなくす ・災害対策本部及び各地方支部において、職員用の飲料水・食料の備蓄を確保する</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下、略)</p>	必要資源	現状	対策項目	対策後のレベル (目標)	職員	・多量職員が設定される状況下においても、非常時優先業務の実施に必要な人数の確保が必要である	・マニュアル等の見直し ・災害対策要員及び代替要員に対する研修の実施 ・国、他県等からの応援の受入れ	・24時間体制を考慮した職員の配置を行う ・被災地への迅速な応援派遣、業務の代替を実施する ・対策要員及び代替要員の確保・育成 ・円滑かつ迅速な応援受入れ体制の構築	庁舎	・庁舎の一部に旧耐震基準で、耐震補強の必要な建物がある ・代替施設の設定が必要である	・庁舎の耐震性確保 ・代替施設の検討	・県庁舎の耐震性を確保する ・代替施設を確保する	電力	・出先機関については、非常用発電設備が整備されず、停電時の執務室への電力の供給が懸念されるものがある	・出先機関の非常用発電設備の整備 ・災害対策本部庁舎の電力の増強、本部庁舎以外の電力の確保	・非常用発電設備を整備する	電話	・多様な通信手段の確保が必要である	・災害時の通信手段の周知 ・出先機関や関係機関との非常時の連絡手段の確保	・発災直後から各拠点間の連絡体制を確立する ・非常時においても関係機関との連絡手段を確保する	防災情報ネットワーク	・各端末はUPS、非常用発電設備等によりバックアップがなされている	・防災情報ネットワーク等端末の的確な運用	・設備の故障時にも、早期の復旧を図る	情報システム	・重要な情報基盤システムのサーバー類は耐震性が確保されている ・定期的な重要な行政データのバックアップが必要である	・重要な情報基盤システム等の確保 ・PCが利用できない場合でも、紙ベースによる作業等が可能な準備	・本庁舎以外の情報基盤システム端末についても、利用環境の整備を図る ・復旧後の円滑な業務継続を図る	執務環境	・キャビネット等の固定対策、ガラスの飛散防止対策が一部実施されていない ・職員用の飲料水・食料の十分な備蓄がない	・執務室内什物の固定等の対策を推進 ・職員用の飲料水・食料の備蓄の確保	・什物の転倒等による負傷者をなくす ・災害対策本部及び各地方支部において、職員用の飲料水・食料の備蓄を確保する	<p>第1 対策実施計画</p> <p>非常時優先業務に必要な資源を分析し、適時・的確に非常時優先業務を開始できるよう、業務継続に向けた対策を計画的に実施していく。</p> <p style="text-align: center;">表-18 対策実施計画</p> <table border="1" data-bbox="1025 612 1740 1310"> <thead> <tr> <th>必要資源</th> <th>現状</th> <th>対策項目</th> <th>対策後のレベル (目標)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員</td> <td>・多量職員が設定される状況下においても、非常時優先業務の実施に必要な人数の確保が必要である</td> <td>・マニュアル等の見直し ・災害対策要員及び代替要員に対する研修の実施 ・国、他県等からの応援の受入れ</td> <td>・24時間体制を考慮した職員の配置を行う ・被災地への迅速な応援派遣、業務の代替を実施する ・対策要員及び代替要員の確保・育成 ・円滑かつ迅速な応援受入れ体制の構築</td> </tr> <tr> <td>庁舎</td> <td>・庁舎の一部に旧耐震基準で、耐震補強の必要な建物がある ・代替施設の設定が必要である</td> <td>・庁舎の耐震性確保 ・代替施設の検討</td> <td>・県庁舎の耐震性を確保する ・代替施設を確保する</td> </tr> <tr> <td>電力</td> <td>・出先機関については、非常用発電設備が整備されず、停電時の執務室への電力の供給が懸念されるものがある</td> <td>・出先機関の非常用発電設備の整備 ・災害対策本部庁舎の電力の増強、本部庁舎以外の電力の確保</td> <td>・非常用発電設備を整備する</td> </tr> <tr> <td>電話</td> <td>・多様な通信手段の確保が必要である</td> <td>・災害時の通信手段の周知 ・出先機関や関係機関との非常時の連絡手段の確保</td> <td>・発災直後から各拠点間の連絡体制を確立する ・非常時においても関係機関との連絡手段を確保する</td> </tr> <tr> <td>防災情報ネットワーク</td> <td>・各端末はUPS、非常用発電設備等によりバックアップがなされている</td> <td>・防災情報ネットワーク等端末の的確な運用</td> <td>・設備の故障時にも、早期の復旧を図る</td> </tr> <tr> <td>情報システム</td> <td>・重要な情報基盤システムのサーバー類は耐震性が確保されている ・定期的な重要な行政データのバックアップが必要である</td> <td>・重要な情報基盤システム等の確保 ・PCが利用できない場合でも、紙ベースによる作業等が可能な準備</td> <td>・本庁舎以外の情報基盤システム端末についても、利用環境の整備を図る ・復旧後の円滑な業務継続を図る</td> </tr> <tr> <td>執務環境</td> <td>・キャビネット等の固定対策、ガラスの飛散防止対策が一部実施されていない ・職員用の飲料水・食料の十分な備蓄がない</td> <td>・執務室内什物の固定等の対策を推進 ・職員用の飲料水・食料の備蓄の確保</td> <td>・什物の転倒等による負傷者をなくす ・災害対策本部及び各地方支部において、職員用の飲料水・食料の備蓄を確保する</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下、略)</p>	必要資源	現状	対策項目	対策後のレベル (目標)	職員	・多量職員が設定される状況下においても、非常時優先業務の実施に必要な人数の確保が必要である	・マニュアル等の見直し ・災害対策要員及び代替要員に対する研修の実施 ・国、他県等からの応援の受入れ	・24時間体制を考慮した職員の配置を行う ・被災地への迅速な応援派遣、業務の代替を実施する ・対策要員及び代替要員の確保・育成 ・円滑かつ迅速な応援受入れ体制の構築	庁舎	・庁舎の一部に旧耐震基準で、耐震補強の必要な建物がある ・代替施設の設定が必要である	・庁舎の耐震性確保 ・代替施設の検討	・県庁舎の耐震性を確保する ・代替施設を確保する	電力	・出先機関については、非常用発電設備が整備されず、停電時の執務室への電力の供給が懸念されるものがある	・出先機関の非常用発電設備の整備 ・災害対策本部庁舎の電力の増強、本部庁舎以外の電力の確保	・非常用発電設備を整備する	電話	・多様な通信手段の確保が必要である	・災害時の通信手段の周知 ・出先機関や関係機関との非常時の連絡手段の確保	・発災直後から各拠点間の連絡体制を確立する ・非常時においても関係機関との連絡手段を確保する	防災情報ネットワーク	・各端末はUPS、非常用発電設備等によりバックアップがなされている	・防災情報ネットワーク等端末の的確な運用	・設備の故障時にも、早期の復旧を図る	情報システム	・重要な情報基盤システムのサーバー類は耐震性が確保されている ・定期的な重要な行政データのバックアップが必要である	・重要な情報基盤システム等の確保 ・PCが利用できない場合でも、紙ベースによる作業等が可能な準備	・本庁舎以外の情報基盤システム端末についても、利用環境の整備を図る ・復旧後の円滑な業務継続を図る	執務環境	・キャビネット等の固定対策、ガラスの飛散防止対策が一部実施されていない ・職員用の飲料水・食料の十分な備蓄がない	・執務室内什物の固定等の対策を推進 ・職員用の飲料水・食料の備蓄の確保	・什物の転倒等による負傷者をなくす ・災害対策本部及び各地方支部において、職員用の飲料水・食料の備蓄を確保する	<p>応援に関する文言を削除</p>
必要資源	現状	対策項目	対策後のレベル (目標)																																																															
職員	・多量職員が設定される状況下においても、非常時優先業務の実施に必要な人数の確保が必要である	・マニュアル等の見直し ・災害対策要員及び代替要員に対する研修の実施 ・国、他県等からの応援の受入れ	・24時間体制を考慮した職員の配置を行う ・被災地への迅速な応援派遣、業務の代替を実施する ・対策要員及び代替要員の確保・育成 ・円滑かつ迅速な応援受入れ体制の構築																																																															
庁舎	・庁舎の一部に旧耐震基準で、耐震補強の必要な建物がある ・代替施設の設定が必要である	・庁舎の耐震性確保 ・代替施設の検討	・県庁舎の耐震性を確保する ・代替施設を確保する																																																															
電力	・出先機関については、非常用発電設備が整備されず、停電時の執務室への電力の供給が懸念されるものがある	・出先機関の非常用発電設備の整備 ・災害対策本部庁舎の電力の増強、本部庁舎以外の電力の確保	・非常用発電設備を整備する																																																															
電話	・多様な通信手段の確保が必要である	・災害時の通信手段の周知 ・出先機関や関係機関との非常時の連絡手段の確保	・発災直後から各拠点間の連絡体制を確立する ・非常時においても関係機関との連絡手段を確保する																																																															
防災情報ネットワーク	・各端末はUPS、非常用発電設備等によりバックアップがなされている	・防災情報ネットワーク等端末の的確な運用	・設備の故障時にも、早期の復旧を図る																																																															
情報システム	・重要な情報基盤システムのサーバー類は耐震性が確保されている ・定期的な重要な行政データのバックアップが必要である	・重要な情報基盤システム等の確保 ・PCが利用できない場合でも、紙ベースによる作業等が可能な準備	・本庁舎以外の情報基盤システム端末についても、利用環境の整備を図る ・復旧後の円滑な業務継続を図る																																																															
執務環境	・キャビネット等の固定対策、ガラスの飛散防止対策が一部実施されていない ・職員用の飲料水・食料の十分な備蓄がない	・執務室内什物の固定等の対策を推進 ・職員用の飲料水・食料の備蓄の確保	・什物の転倒等による負傷者をなくす ・災害対策本部及び各地方支部において、職員用の飲料水・食料の備蓄を確保する																																																															
必要資源	現状	対策項目	対策後のレベル (目標)																																																															
職員	・多量職員が設定される状況下においても、非常時優先業務の実施に必要な人数の確保が必要である	・マニュアル等の見直し ・災害対策要員及び代替要員に対する研修の実施 ・国、他県等からの応援の受入れ	・24時間体制を考慮した職員の配置を行う ・被災地への迅速な応援派遣、業務の代替を実施する ・対策要員及び代替要員の確保・育成 ・円滑かつ迅速な応援受入れ体制の構築																																																															
庁舎	・庁舎の一部に旧耐震基準で、耐震補強の必要な建物がある ・代替施設の設定が必要である	・庁舎の耐震性確保 ・代替施設の検討	・県庁舎の耐震性を確保する ・代替施設を確保する																																																															
電力	・出先機関については、非常用発電設備が整備されず、停電時の執務室への電力の供給が懸念されるものがある	・出先機関の非常用発電設備の整備 ・災害対策本部庁舎の電力の増強、本部庁舎以外の電力の確保	・非常用発電設備を整備する																																																															
電話	・多様な通信手段の確保が必要である	・災害時の通信手段の周知 ・出先機関や関係機関との非常時の連絡手段の確保	・発災直後から各拠点間の連絡体制を確立する ・非常時においても関係機関との連絡手段を確保する																																																															
防災情報ネットワーク	・各端末はUPS、非常用発電設備等によりバックアップがなされている	・防災情報ネットワーク等端末の的確な運用	・設備の故障時にも、早期の復旧を図る																																																															
情報システム	・重要な情報基盤システムのサーバー類は耐震性が確保されている ・定期的な重要な行政データのバックアップが必要である	・重要な情報基盤システム等の確保 ・PCが利用できない場合でも、紙ベースによる作業等が可能な準備	・本庁舎以外の情報基盤システム端末についても、利用環境の整備を図る ・復旧後の円滑な業務継続を図る																																																															
執務環境	・キャビネット等の固定対策、ガラスの飛散防止対策が一部実施されていない ・職員用の飲料水・食料の十分な備蓄がない	・執務室内什物の固定等の対策を推進 ・職員用の飲料水・食料の備蓄の確保	・什物の転倒等による負傷者をなくす ・災害対策本部及び各地方支部において、職員用の飲料水・食料の備蓄を確保する																																																															

現 行	変 更 案	変更理由																
<p>第2 指揮命令系統の確立</p> <p>第2 指揮命令系統の確立</p> <p>大規模地震等発生時においても業務継続を適切に行うためには、必要資源の確保等とともに指揮命令系統の確立も重要となる。このため、各業務に関する意思決定が迅速・確実に伝わり、意思決定者には様々な報告の中で重要な情報が適切に伝わるよう指揮命令系統を確立する。</p> <p>また、責任者が不在の場合も必要な意思決定がなされるように、意思決定者の職務の代行や継承についてあらかじめ決めておく。</p> <p>・</p> <p>(1) 災害対策本部</p> <p>災害対策本部態勢における配備決定者、態勢責任者及び代行予定者については、地域防災計画に定めるところによる。</p> <p>なお、意思決定者が不在の場合には、青森県専決代決規程に定める代行順位により、遅滞なく代行権者が職務を代行する。</p> <p>○ 最終意思決定権について</p> <table border="1" data-bbox="288 719 609 847"> <tr><td>順位 1</td><td>知事</td></tr> <tr><td>順位 2</td><td>第一順位の副知事</td></tr> <tr><td>順位 3</td><td>第二順位の副知事</td></tr> <tr><td>順位 4</td><td>危機管理局長</td></tr> </table> <p>(2) 各所属</p> <p>各所属は、指揮命令系統を確保するため、速やかに意思決定権者の安否を確認し、確認が取れなかった場合は、「青森県事務専決代決規程」に基づき職務の代行を行う。</p> <p>各部署等は、非常時優先業務に応援職員が従事する場合であっても、円滑な業務実施が図られるよう、あらかじめマニュアル等を整備するものとする。</p> <p>(以下、略)</p>	順位 1	知事	順位 2	第一順位の副知事	順位 3	第二順位の副知事	順位 4	危機管理局長	<p>第2 指揮命令系統の確立</p> <p>第2 指揮命令系統の確立</p> <p>大規模地震等発生時においても業務継続を適切に行うためには、必要資源の確保等とともに指揮命令系統の確立も重要であることから、訓練等を通じて意思決定者への情報伝達方法等の確実性を高めるとともに、随時、マニュアル等を見直すこととする。よなる。このため、各業務に関する意思決定が迅速・確実に伝わり、意思決定者には様々な報告の中で重要な情報が適切に伝わるよう指揮命令系統を確立する。</p> <p>また、責任者が不在の場合も必要な意思決定がなされるように、意思決定者の職務の代行や継承についてあらかじめ決めておく。</p> <p>・</p> <p>(1) 災害対策本部</p> <p>災害対策本部態勢における配備決定者、態勢責任者及び代行予定者については、地域防災計画に定めるところによる。</p> <p>なお、意思決定者が不在の場合には、青森県専決代決規程に定める代行順位により、遅滞なく代行権者が職務を代行する。</p> <p>○ 最終意思決定権について</p> <table border="1" data-bbox="1095 719 1402 847"> <tr><td>順位 1</td><td>知事</td></tr> <tr><td>順位 2</td><td>第一順位の副知事</td></tr> <tr><td>順位 3</td><td>第二順位の副知事</td></tr> <tr><td>順位 4</td><td>危機管理局長</td></tr> </table> <p>(2) 各所属</p> <p>各所属は、指揮命令系統を確保するため、速やかに意思決定権者の安否を確認し、確認が取れなかった場合は、「青森県事務専決代決規程」に基づき職務の代行を行う。</p> <p>各部署等は、非常時優先業務に応援職員が従事する場合であっても、円滑な業務実施が図られるよう、あらかじめマニュアル等を整備するものとする。</p> <p>(以下、略)</p>	順位 1	知事	順位 2	第一順位の副知事	順位 3	第二順位の副知事	順位 4	危機管理局長	<p>文言修正</p>
順位 1	知事																	
順位 2	第一順位の副知事																	
順位 3	第二順位の副知事																	
順位 4	危機管理局長																	
順位 1	知事																	
順位 2	第一順位の副知事																	
順位 3	第二順位の副知事																	
順位 4	危機管理局長																	